

## 令和元年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

令和元年9月12日（木曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第48号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること  
について
- 日程第 7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について
- 日程第 9 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 8号 継続費精算報告書について
- 日程第12 議案第43号 羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第37号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第14 議案第38号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予  
算
- 日程第15 議案第39号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第40号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会  
計補正予算
- 日程第17 議案第41号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第18 議案第42号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につ  
いて
- 日程第20 議案第45号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第 2 1 議案第 4 6 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 2 議案第 4 7 号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第 2 3 認定第 1 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 2 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 3 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 4 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 5 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 認定第 6 号 平成 3 0 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 9 報告第 6 号 平成 3 0 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 0 報告第 7 号 平成 3 0 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 1 発議第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 2 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○出席議員（10名）

|     |       |     |       |     |     |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| 議 長 | 1 0 番 | 佐 藤 | 晶 君   | 副議長 | 9 番 | 小 野 | 哲 也 君 |
|     | 1 番   | 加 藤 | 勉 君   |     | 2 番 | 田 中 | 良 君   |
|     | 3 番   | 高 島 | 讓 二 君 |     | 4 番 | 井 上 | 章 二 君 |
|     | 5 番   | 坂 本 | 志 郎 君 |     | 6 番 | 松 原 | 臣 君   |
|     | 7 番   | 村 山 | 修 一 君 |     | 8 番 | 鹿 又 | 政 義 君 |

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

|        |     |       |             |     |       |
|--------|-----|-------|-------------|-----|-------|
| 町 長    | 湊 屋 | 稔 君   | 副 町 長       | 川 端 | 達 也 君 |
| 教 育 長  | 山 崎 | 守 君   | 監 査 委 員     | 松 田 | 眞佐都 君 |
| 企画振興課長 | 八 幡 | 雅 人 君 | 総 務 課 長     | 本 見 | 泰 敬 君 |
| 税務財政課長 | 対 馬 | 憲 仁 君 | 納 税 担 当 課 長 | 中 田 | 靖 君   |
| 環境生活課長 | 松 崎 | 博 幸 君 | 保 健 福 祉 課 長 | 太 田 | 洋 二 君 |

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 保健福祉課長補佐 | 洲崎久代君 | 保健福祉課長補佐 | 福田一輝君 |
| 産業創生課長   | 大沼良司君 | 産業創生課長補佐 | 石崎佳典君 |
| 建設水道課長   | 佐野健二君 | 学務課長     | 平田充君  |
| 学務課長補佐   | 野田泰寿君 | 会計管理者    | 仙福聖一君 |

---

○職務のため議場に出席した者

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 鹿又明仁君 | 議会事務局次長 | 長岡紀文君 |
|--------|-------|---------|-------|

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、令和元年第3回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

御案内をいたしましたところ、議員皆様の御出席を賜りましたこととお礼申し上げます。

また、本日は、羅臼高校より2年生の皆さんが傍聴に訪れていただきました。これを機に、政治や議会、羅臼町のまちづくりについて関心を、興味を持っていただければというふうに思っております。

きょうだけではなくて、私たちも緊張感を持って進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、お許しをいただきましたので、6件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、紺綬褒章の受章についてであります。

このたび、松法町の四ツ屋養吉氏が紺綬褒章を受章されました。

四ツ屋氏におかれましては、公共施設の改修に役立てていただきたいとして、昨年4月に文教施設整備基金へ多額の寄附をいただきました。

四ツ屋氏からは、過去にも社会福祉基金などへ浄財をいただいております。平成23年には羅臼診療所建設事業のため、知床羅臼まちづくり基金、多額の浄財をいただき、この際にも紺綬褒章を受章されております。

このたびも、公益のため多額の私財を寄附し、地域貢献に尽くされていることが認められ、受章となったものであります。

御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

2件目は、全国表彰の受賞についてであります。

1点目は、全国市町村教育委員会連合会教育功労者表彰及び北海道町村教育委員会連合会教育功労者表彰について、令和元年8月9日、全国市町村教育委員会連合会から、麻布町、川越優英知氏が被表彰者として決定した旨の報告がありました。

川越氏におかれましては、平成18年10月1日から平成30年9月30日までの12年間の長きにわたり、羅臼町教育委員として教育の振興に寄与されたことが認められ、このたびの受賞となったものであります。

2点目は、スポーツ推進委員功労者表彰について、令和元年7月30日、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会から、栄町、宮腰實氏が被表彰者として決定した旨の報告がありました。

宮腰氏におかれましては、昭和55年、羅臼町へ転入後、少年団組織の指導に尽力され、昭和58年4月から羅臼町体育館指導員として町内体育館施設の整備に貢献され、昭

和62年からは羅臼町体育館指導委員会会長として、NPO法人羅臼スポーツクラブ、ら  
いずの設立に大きく貢献をされました。さらに、昭和62年度から平成28年度まで、根  
室管内スポーツ推進委員協議会理事として、昭和63年から平成30年度まで、根室管内  
スポーツ推進委員協議会副会長として、根室管内のスポーツの推進に大きく貢献したこ  
が評価され、このたびの受賞となったものであります。

川越氏、宮腰氏ともにまことにおめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し  
上げる次第であります。

御本人の荣誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報  
告申し上げる次第であります。

3件目は、火災の発生についてであります。

令和元年中、1件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和元年8月21日、午前10時38分に覚知した、富士見町、上野司さ  
ん所有のそば処福住の厨房の壁の一部が燃える住宅火災であり、所有者からの通報を受け  
て、消防署から1台の消防車両が出動しました。先着した職員により、屋外換気口からの  
白煙を確認、厨房の換気扇を外し、外した部分へ放水するも、煙がとまらないため、後に  
到着した消防隊と合流して、屋外の壁をはがし、放水による消火活動を実施、午前11時  
40分に火災及び延焼のないことを確認しましたので、鎮火といたしました。出火原因に  
ついては、現在調査中であります。

なお、この火災により、羅臼町の無火災が547日でストップしたことをあわせて御報  
告いたします。

これからの季節、空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になっていきますが、今後も  
消防団との連携を深めながら、啓蒙・啓発を通し、より一層、町民の皆さんへ火災予防の  
周知を努めてまいります。

4件目は、ヒグマ出没の状況についてであります。

羅臼町におけるヒグマにかかわる情報の提供件数は、前年8月末、256件、本年同期  
で296件の、40件の増であります。

出動対応件数では、前年8月末が188件で、本年同期が219件の31件増となっ  
ており、秋山の実りが不作となれば、過去に出没が多かった2012年に匹敵する可能性も  
あります。

また、犬被害が相次いだ事案につきましては、昨年8月1日に海岸町で犬2頭が襲われ  
たのが第1事案となりました。2件目は、本年7月10日に海岸町で、3件目は、7月2  
7日に峯浜町で、それぞれ各1頭の犬が襲われました。いずれも外飼いの中型犬が被害に  
遭っています。

3件目の際は、知床財団職員2名、町職員1名、地元猟友会1名が捜索活動中にひそん  
でいたクマから威嚇突進を受け、後ずさりした際に、石浜の段丘から転落し、2人が負  
傷、うち、知床財団の職員1人が頸骨骨折をするなど、全治2カ月の重傷を負っておりま

す。

8月1日には臨時町内会長会議を招集させていただき、緊急ヒグマ対策会議を実施し、知床財団職員を招いて、専門的見地から正確な情報や地域ができる対策について共有を図り、一層緊張感を持っての対応をお願いしたところであります。

しかし、8月3日、海岸町で4件目の事案が発生し、DNA個体識別により、昨年からことしにかけて繰り返し発生した4件、5頭に及んだ犬被害は同じヒグマによるものであることが判明しております。

被害のあった御家庭には、一定期間、電気柵を設置するなど、安全対策を図り、箱罾設置や周辺パトロールの強化と、新たに被害が及ばないように、羅臼駐在所、麻布駐在所と連携して、中型犬や大型犬を飼育する家庭を把握し、電話による注意喚起を行っております。

当該クマ問題は、昨年、羅臼を一たん離れ、数日、斜里町ウトロに出没していることから、隣接町でも警戒が必要ということで、標津町を含む3町と知床財団とで統一の広報誌により住民周知を行っております。

また、町の境界線での活動を想定し、標津町鳥獣被害対策実施隊の協力支援もお願いをしております。

残念ながら捕獲に至っておりませんが、知床財団において地道な搜索活動が続けられておりますので、住民の皆様には引き続き厳戒対応をお願いいたします。

これとは別に、近年は人の生活圏域に繰り返し入るような問題グマがふえつつあります。誘引物となる生ごみ等に誘われ、人里に食べ物があることを学習した問題グマを人為的につくらないために、これらの管理の徹底を強くお願いするものであります。

5件目は、海洋深層水取水量の低下についてであります。

取水から14年となります海洋深層水ですが、近年、取水量の低下が著しく、現在は初期設計の4割程度となっております。

羅臼漁協の協力を得て、節水に努めておりまして、本年はサケ定置網の出港時の使用を控えることで、水揚げ時の衛生管理体制を維持できるよう、生産者に協力を求めている状況にあります。

取水量減少の原因究明に向け、取水管内の調査や逆洗浄などの対策を行ってきましたが、明らかな原因を特定することができておりません。

今後も引き続き北海道開発局に対し、一刻も早い原因究明と対策をできるよう働きかけてまいります。

6件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和元年9月10日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ、数量では約2倍以上で、金額では、単価が下がっていることもありますが、約7,821万円の増となっております。

マスは、数量で昨年同期の3分の1の減、金額で1億円以上の減少であります。

スケソウダラにつきましても減少傾向にあります。

ウニ漁は価格も安定しており、最終的に少しの増加で終了しております。

アキサケ漁は始まったばかりではありますが、昨年同期より上向き傾向にありますので、今後の大漁に期待をするところであります。

余りよい話のない中で、1週間ほど前からイカの外来船が来ており、現在まで約6,000箱の水揚げがありますので、イカの復活にも期待するところであります。

全体的には昨年同期と比べ、金額で約1億5,000万円の減となっておりますが、ここ数年はこのような状況が続いております。

このような状況が毎年のように続く中、原因究明や海域資源の調査などを進めるために、政府、外務省、農水省を通じ、ロシアへの要請を行ってまいります。

また、トロールによる根こそぎ漁法の中止要請を、標津町、別海町と合同で10月中に予定しております。

今後、事故なく大漁でありますことを祈念いたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第5 一般質問

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 一般質問を行います。

2番、田中良君にこれを許します。

田中君。

○2番（田中 良君） 通告に従い、一般質問させていただきます。

本日は、3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目に、地域を支える産業の活性化について。

その中でも、特に1番目として、漁業の振興について。つくる漁業、育てる漁業の支援について、現在の取り組みと状況について、どのようになっているのか、お聞きします。

2点目は、商工業の振興について。ふるさと納税や特産品のPRのほかに、新しい施策は考えているのかということにつきましてお聞きします。

3点目は、観光の振興についてでございます。景観整備、環境整備計画等、進捗状況はどのようになっているのか。

4点目は、産業振興審議会、産業プロジェクトの現在の進捗状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、2番目の質問でございます。公共施設のマネジメントについて。

公共施設につきましては、平成28年12月に公共施設等総合管理計画が発表され、その中で、約3年ほど進んで、徐々に環境整備が整ってきているところではございますが、その中で、特に現在の公共施設のマネジメントで、ほかの施策に利用する等で考えている

公共施設はあるのか。

2点目につきまして、公共施設で、今年度、整備を行う予定のものはどの場所になるのか、その辺をお聞きします。

3点目は、公共施設管理計画の進捗状況はどのようになっているのか。

三つ目の質問でございます。現在の羅臼町の人口減少対策についてお聞きしたいと思えます。

羅臼町の今年度はどのような取り組みを行うのか、その点につきましてお聞きしたいと思えます。

以上、大目で3点、質問の合計で8点の質問で一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 田中議員から3件の御質問をいただきました。

1件目は、地域を支える産業の活性化について、4点の質問であります。

1点目は、漁業振興について、つくる漁業、育てる漁業の支援について、現在の取り組みと、現状についてどうなっているのかとの御質問であります。

現在、羅臼町蓄養計画を本年度中に策定すべく、大学等の専門機関やノウハウを持った民間企業、羅臼漁業協同組合、また、まちづくり団体として登録している羅臼蓄養研究会と連携、協力しながら策定作業に取り組んでいるところです。

進捗状況といたしましては、漁獲物の出荷調整による付加価値化や、新たな水産資源の発掘など、情報を収集し、羅臼におけるつくる漁業、育てる漁業の可能性を整理しているところではありますが、今後、計画策定の最終段階を迎えるに当たり、専門知識を持つ有識者からの御意見をいただき、計画に反映させていくことが重要となってまいりますことから、今議会におきまして、関連予算補正を上程させていただいております。有識者が現場に直接足を運んで現地を確認いただく機会を設けるなど、専門知識を持つ方々としっかりと協議を重ねながら、令和2年度からの計画実行を見据え、取り組みを進めているところでもあります。

2点目は、商工業の振興について、ふるさと納税や特産品のPRのほかに、新しい施策は考えているのかの御質問でございます。

第2回定例会で御説明をいたしましたキャッシュレス化と就労マッチング事業について、新たな取り組みとして、現在進めているところでもあります。

キャッシュレス化につきましては、羅臼町商工会と知床羅臼町観光協会とで方針等の検討をし、共通理解に立ち、羅臼町商工会がキャッシュレス化導入セミナーを開催するなどのほか、経済産業省が所管する事業者向けの補助の紹介などもあわせて行われており、理解を深める取り組みが展開されております。普及にはまだ時間がかかる状況ですが、観光客への対応も含め、キャッシュレス化を進めることは重要と考えておりますので、引き続き取り組みに対して支援をしてまいります。

就労マッチング事業につきましては、個人、法人ともに、少数ではありますが、体験モニターへの参加希望の問い合わせもあり、現在、スケジュール等について調整を図っているとあります。農業と漁業、そのほか、事業所とも年間を通じた就労マッチングの実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

新しい施策についてということではございますが、羅臼町商工会の取り組みとなりますが、御紹介をさせていただきます。

今年度取り組みの中に、経営発達支援事業の一環として、町内小規模事業者、特に水産加工業者を対象とした、道外水産物卸売業者等の商談会を羅臼町商工会が主催、開催する予定であります。新規取引先の獲得を目指し、積極的に新たな需要の開拓に乗り出すもので、町としても羅臼ブランドをさらに道外にPRできるよい機会ととらえ、歩調を合わせてまいりたいと、お願いをしております。

このように、町単独、または独自で施策を計画し、展開するのではなく、羅臼町商工会等、関係団体が主体的に、あるいは町との連携、協力の中で、新たなアイデアが出され、関係団体相互の強みを生かして協働で取り組むことによって、まち振興の推進力につながっていくと考えております。

商工事業にかかわる人自身が主役となって汗をかく、まちのスタンスとしては、そうした取り組みの中にもにかかわりを持ち、サポートしていかなければと考えております。

3点目は、観光振興について、景観整備、環境整備計画等の進捗状況はどのようになっているのかとの御質問でございます。

湯ノ沢温泉地区の景観、環境整備につきましては、廃屋撤去や外国人誘導看板整備などの羅臼町温泉集団施設地区上質化計画を環境省に申請し、8月21日付で採択をされました。今年度は、事業採択されました外国人誘導看板を湯ノ沢町主要施設5カ所に設置してまいります。

昨日11日には、地区の関係機関や各事業所の皆様にお集まりいただき、補助事業の内容や、今後の予定事業について説明し、羅臼温泉地区協議会を設立いたしました。

今後は、次年度以降の計画である旧知床観光ホテルの解体と、新たな宿泊施設の建設や、令和2年度の事業採択に向け、事業者や環境省と協議を重ね、確実に事業を進めてまいります。

4点目は、産業振興審議会、産業振興プロジェクトの現在の進捗状況はどのようになっているのかとの御質問でございます。

羅臼町産業振興基本条例に基づき、昨年5月30日に設置した産業振興審議会は、産業振興プロジェクトを中心に取り組みを進めてきたところであります。

具体的施策案として絞られた羅臼町認証店制度、地理的表示保護制度登録、酪農ヘルパー事業の3点について、よりよい形で取り組めるよう、現在、関係機関と調整を図っているとあります。

具体的施策案の詳細を詰める作業に時間を要し、本年度の審議会、プロジェクトは開催

できていないところではありますが、提案内容が整い次第、プロジェクト、審議会を開催する予定です。

各産業における取り組みについては、関係機関、関係団体と協議、調整を重ね、産業振興に努めてまいります。

2 件目は、公共施設のマネジメントについて、3 点の御質問であります。

1 点目は、現在の公共施設のマネジメントで、ほかの施策に利用するなど考えている公共施設はあるのかとの質問であります。

人口減少や少子高齢化、また、厳しい町財政などの今後の社会・財政状況に対応した持続可能な行政サービスを提供するため、公共施設全般の基本方針を定めた羅臼町公共施設等総合管理計画は、三つの基本方針により進められているところではありますが、その中の一つであります、施設保有量の最適化では、新たな公共施設の整備は原則行わず、必要性の低い施設や経費負担が大きい施設などを積極的に整理、統合するとしております。

現在、町内の公共施設において、正式に用途転用や複合化した施設はありませんが、羅臼町公民館の耐震診断の結果を受け、各種団体やサークル等の活動や会議、集会への利用など、羅臼町施設利用ニーズに対応すべく、羅臼町コミュニティセンターを急遽改修し、11月1日から町管理により開放することとしております。

また、羅臼町民体育館の耐震診断の結果を受け、NPO法人スポーツクラブらいつの活動拠点場所として、春日町福祉館を開放し、多くの町民の皆さんに利用いただいているところでもあります。

現在検討中の羅臼町立小学校、羅臼町立幼稚園適正配置により、児童、園児数及び学級数等の適正規模を勘案し、教育効果を十分考慮した上、1校1園化による空き施設につきましては、さまざまな観点から総体的に判断し、春松小学校に公民館機能を持たせた地域拠点施設として利活用できるよう、検討を進めてまいります。

2 点目は、公共施設等で本年度整備を行う予定のものはあるのかとの御質問でございます。

平成31年度当初に予算に計上された公共施設等整備事業につきましては、羅臼町老人福祉センターの内装補修工事、羅臼町葬斎場の多目的トイレ設置及び和室改修工事、オートキャンプ場給水施設更新工事、郷土資料館の屋根防水工事、給食センターの設備更新などを予定しておりまして、既に整備済みの施設もございます。また、羅臼町コミュニティセンターにつきましては、施設内装改修工事のほか、一般開放に向けて、施設内の備品等を整備する計画でございます。

3 点目は、公共施設管理計画の進捗状況はどうなっているのかの御質問であります。

公共施設等総合管理計画の進捗状況につきましては、それぞれ施設所管課より進捗状況が報告され、管理職プロジェクトにおいて確認し、毎年度、実施計画の見直しを行っております。

当町の限られた財源の中、公共施設の適正な維持管理が推進されるよう、優先順位を設

けながら実施計画を見直しておりますが、本年3月末現在の事業費総額が約31億円と、多額の予算を必要とすることから、全ての事業を計画期間内に実施することは大変困難な状況になります。

そのうち、平成30年度は知床未来中学校の建設に伴う羅臼、春松両中学校の解体や、役場庁舎内の照明LED化、温水プール屋上防水工事など、約6億2,800万円の事業費で、施設の除却や維持管理等を行い、進捗率は総事業費の約20%となっております。

既に取り組んでいる施設もありますが、今後取り組まなければならない施設や、検討が必要な施設も数多くあるため、管理計画がつくりっぱなしにならないよう、毎年、進捗状況を確認しながら、計画的に進めてまいります。

3件目は、人口減少対策について、羅臼町の本年度はどのような取り組みを考えているかの質問でございます。

全国的に問題になっている人口減少については、当町にとっても非常に大きな課題であり、羅臼町人口ビジョンで推計した将来展望と現状では既に乖離が生じていることから、早急に人口ビジョン検証を行い、何が必要か、何をすべきか、具体的で実効性のある第2次総合戦略の策定を進めてまいります。

人口減少に歯どめをかけるためには、産業の活性化や新しい産業の創出、雇用、就労環境の確保と、結婚、出産、子育て環境の整備が重要であります。

今年度は、子育て支援対策として、出産祝金の見直しや、春松小学校への放課後児童クラブの開設、幼稚園の預かり保育延長などに取り組んでおります。

また、移住・定住対策として、旧海上保安署の住宅を購入し、地域おこし協力隊用の住宅を改修するほか、移住体験モニターの実施や、積極的な情報発信により、羅臼で住みたいと思う環境づくり、まちづくりを推進しております。

今後は、つくり、育てる漁業により、水産業の安定化を目指す羅臼町蓄養計画の策定や、雇用環境の向上と、魅力ある職場の創出を目的とした、南知床4町地域雇用創造協議会の取り組みを推進するとともに、羅臼の未来を考えるアンダー60創造会議や、羅臼の未来を支えるオーバー60協力隊など、多くの町民の意見を聞きながら、若い世代が安心して働ける産業の振興と、知床羅臼の未来づくりをしっかりと後押しできる取り組みを行ってまいります。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、再質問させていただきます。

私の質問は、実は一番最後に、今、町長がお答えしました、人口減少についてのやつに全部実は、1番も2番も引かかる問題であります。いろいろな施策を打つ中で、人口減少をとめるというのは大変難しいことだと思います。

その中で、特に今回、こういうふう質問させてもらった中に、まず1点に取り組んでいただきたいものがあります。先ほど町長が答弁の中で、つくる漁業、育てる漁業について述べられておりました。今、専門家の有識者を呼んで、これから協議するということ

で、つくる、育てるを進めるに当たって、ぜひ同時でやっていただきたいのが、既存であります羅臼の漁業です。特に、先ほど生産高の報告で、羅臼の漁獲量が減少している。ただ、数量的には昨年の同期とほぼ変わらないのです。ということは、中身を言いますと、やっぱり付加価値をつける、魚に付加価値をつけて、やっぱりもう少し羅臼の魚のPRを十二分にやっていただきたいと思います。そのために、羅臼の基幹産業であります昆布、ウニ、この辺のあたりの、今後、つくっている人方の指導も兼ねて、一緒にやっていただければ、特に昆布は近代化されて、徐々に人手を削除するというわけではないですけども、つくり方が、やっぱり昔と比べて早くできるようになりました。ということは、羅臼昆布の品質そのものも、いいものと悪いものとの差が、かなり格差が出ているように感じられるので、その辺のあたり、そういう指導。あとは、ウニ漁業につきましては、町長も前に述べましたように、殻売りとかそういうものでされているのではなく、やっぱり折を生産したり、海水パックをつくったりという形の後継者を特に漁民の方に育てるための御助力をいただきたいということも踏まえて、その辺のあたりを考えてほしいと思います。

観光につきましては、私たち商工会、私も商工会の役員をやらせていただいております。商工会でも取り組むところなのですが、何せやっぱり景気が回復しないと、商工業につきましては影響が出て、国の施策が大きく反映されません。特に先ほど言ったキャッシュレス化を初め、来月10%に上がる消費税につきましては、当然、消費力は落ちます。いろいろな対策をして、ことをやっていますけれども、その辺のあたりで、町も10%の値上げになったときは、これからいろいろな施策につきましても、使用料ほか、いろいろなものに転嫁されるのは当然なことですから、その辺を含めまして、情報の発信を早目にさせていただければありがたいかなど。いろいろ地域支援のプレミアム付商品券とか、いろいろ国の施策に乗りながらやっていますけれども、羅臼町独自のものをちょっと何かないのかなという、施策をちょっと打っていただければありがたいかなと思います。それにつきまして、その辺のあたりでちょっと町長のお答えを聞きたいと思いますので、ひとつ答弁をお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま田中議員から再質問という形で質問をお受けいたしました。

人口減少についてでありますけれども、確かに先ほど述べた産業の活性化、それから、雇用の問題、さまざまそういった問題が人口減少につながっていく、また、産業振興、それから、産業の活性化が人口減少を食い止めるというようなことは、これはもう一般的にそう言われていることであります。

ただ、地理的な問題であったり、そのほかに福祉や医療の問題、さまざまな問題が絡み合っていて、この地域、どうしても他地域から見ると外れた地域に存在をするというまちでありますから、その辺のことも含めて、今後どのような対策を打っていくかというのは、真剣に今もやっておりますけれども、今後も対応していきたいというふうに思っております。

す。

そんな中で、つくる漁業、育てる漁業ということについては、私が町長になってからずっと進めていこうというアドバルーンを上げながら進めてきておりますけれども、なかなか現場として、それがなかなかできてこないというのが現状であります。

付加価値をつけていく、これは羅臼町独自に行っている羅臼町のブランドづくりであったり、ほかへの、例えば知床の物産展であったり、羅臼の物産展であったりというところには積極的に参加をするようにはしておりますけれども、実際にその裾野が広がっていかないという現状も、これは一ついろいろな問題がございますから、そういったことも解決しながら、ブランド化については進めてまいりたいというふうに思いますし、また、漁業者の数がやはり減ってきているという、また、特に昆布などは伝統的な製法を用いた中で、羅臼昆布というのはほかの昆布とは全く違う製法、これは伝統的なもので、羅臼町の財産でもあるというふうに考えておりますので、そういった製法を次の世代に継承していくというような取り組み、これは絶対に今必要なものであろうというふうに考えております。

そんな中で、なかなかこれも実現していかないのではありますけれども、先ほど答弁の中で答えました、地理的表示保護制度登録、いわゆるG Iマークという、先日、今金町のイモがそれに登録されました。ぜひ羅臼昆布もというような思いで、ここ何年間、働きかけておりますけれども、なかなかそれが実現していかないと。ただ、やはりある意味、お墨つきでありますから、これがつくことによってまた変わってくるだろうというふうに思いますので、この辺についても働きかけはさらに続けてまいりたいというふうに思っております。

何せ海の中で育てる、育てる漁業とつくる漁業、これにつきましては、もっと発展的に考えるべきものもあるのかなというふうに思っております。この狭い、羅臼の前浜というのは非常に狭い海ですから、その中でつくるのではなくて、もしかすると陸上養殖、完全陸上養殖というものも視野に入れながら、一つの企業であったり、仕事としての事業としてでき得るかどうか、その辺も含めて、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

また、観光につきましては、近年、非常に多くの方々が羅臼町にお越しをいただいております。その人たちに対して、常に便利に、また、しっかりと経済に反映していただくための施策というのは、観光協会、また、商工会等ともしっかり相談をしながら、でき得る限りの対策をしてまいればいかなというふうに感じております。

以上であります。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） 今、町長の答弁を聞きまして、再三、町長になってから、先ほどのG Iマークにつきましてもお話ししております。私もこの件につきましては、この場で一般質問をかけたこともあります。今おっしゃったように、G Iマークにつきましては、

なかなか進んでいかないというのが現状だと思います。ただし、諦めないで、これは周りを巻き込んでもいいですから、やっぱり協力させるようなところがあれば協力してもらおうということで、一丸となって取り組んでいただきたいと思います。先ほど町長の答弁からありましたように、いろいろと細かな点ではやっているのですけれども、いかんせん、なかなか結びついて見えないところが大変残念だと思っているわけです。やっていることはかなり、町としても、今、施策を打っていることは私も十分理解しております。ただし、それが効果的に見えないと、やっぱり漁師気質というのですか、羅臼の人の気質は、すぐ結果が出ないとだめだと。長い目で長期的な展望ができないという、私もそうなので、欠点がありますので、その辺のあたりで、ちょっと長期的な展望を踏まえて、先ほど人口減少につきましては質問させていただきました。

特に、実は先ほども町長の答弁の中にもありました、公共施設の特にマネジメントの中で、まだまだ再転用できる施設があろうかと思われま。いろいろなことに使えるということ、やっぱり知恵を出し合う。あと、アンダー60、オーバー60もありますので、その辺のあたりもちょっと集めて意見を聞くとか、そういうやっぱり情報収集をもう少し密にやっていただければありがたいかなと思います。

特に学校、今、1校1園化につきまして、先ほど少し町長が触れました。私はそれについては別段、1校1園については質問は述べていないのですけれども、お答えをいただいたということで、そこにちょっとだけ触れさせていただきます。

実はこれから上がる子どもたち、いわゆる0から3歳、それから、これから実は子どもを羅臼町で産んで育てようとする若い連中、若者です。たまたまきょうは高校生の皆さんが傍聴に来てくれていますけれども、この子どもたちが羅臼町に住んで、家庭をつくって、ここで生活していくための、やっぱり道が見えないと、やっぱり不安が残ります。羅臼町は、先ほど町長の答弁の中でも、政策がおくれていますと言っていましたけれども、やっぱりおくられているところは仕方ないと思います。でも、逆手にとって、この僻地だから、都会では味わえないことがいっぱいあります。だから、いい部分をもう少し、悪い点は見えやすいのですけれども、いいところのPRをもう少ししていただければよろしいかなと思うのです。道外から見ても、羅臼町はすごく魅力ある場所だと思う観光客の方もたくさんいます。そして、私たちの子どもたちもそうですけれども、やっぱり1回外へ出て、やっぱり羅臼町に戻ってきたいという意識は、羅臼の子どもたちはあります。やっぱりその環境を整えるところ、今後、どんどん政策を展開していかなければならないと思います。その辺のあたりにつきまして、何か特筆したいことがあればおっしゃっていただければありがたいと思うのですけれども。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの質問であります。

公共施設のことについてもしっかりと、まだまだ確かにものによっては使えるものがあります。ただ、それをどう使っていくかというほうが大事で、きれいに直しても、使う人

がいなければ何にもならないので、その辺の計画とともにしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

それと、お話のありました、0歳から3歳の問題、それから、将来に向けて、このまちで家庭を持って生活をしていく人たちをどうふやしていくのかというふうなことであります。確かに魅力あるまちづくりというのは必要でありますし、これは人口減少という問題にもつながってきますけれども、私は、今いる人口が、多分、これを歯どめしよう、また、ふやしていこうというのは非常に厳しいという状況であろうというふうに思っております。ですから、将来を見据えて、その将来にどれぐらいの人口減少で、そのときにそこにいる人たちがどういった幸せ感を持ってこのまちで暮らしていけるかという方向性を持って考えなければいけないというふうに思っております。

ですから、アンダー60の創造会議であったり、オーバー60の協力隊であったりというようなことについては、アンダー60、若い人たち、特に中学生や高校生、そういった方々からは、このまちで万が一暮らすとすれば、自分の将来像をどう考えていくのか、そういった意見もたくさん聞きながら、それを取り入れながら、10年後、もしくはその次の世代の人たちのことも考えながらまちづくりというのは進めていくべきであろうというふうに考えています。それをしっかりと今の人たちが背中を押してあげる、または守ってあげる、後押ししてあげるというようなことが、今のこの世代に生かされてきた私たちの使命であろうというふうに思っておりますので、長期的にしっかりとその辺も考えながら、将来に夢を持てるまちづくりを進めていかなければいけないというふうに考えています。ですから、数に一喜一憂するだけではなくて、しっかりとその辺も見据えながら計画を立てていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように町長が歩み出したことにつきましては、私たち、私も及ばずながらバックアップをしていきたいと思っておりますし、その中で、特に1点、お願いしたいところがあります。

実は子どもたちなのですけれども、子どもたち、今、私の孫とかが小学校に行っています。実は小学生がもう自分のライフプランニングをつくっているのですよ。将来、何になろう、こういうものになろう、そのためには何をしなければいけない、そういうものやっているので、ぜひその辺のあたりの情報収集をちょっとしてもらって、羅臼町ではこういうことができるかもしれないよね、羅臼町であればこんな産業がもしかしたら創生できるかもしれないということが、発想が結構出ていますので、その辺のあたりをちょっと、教育委員会にはまことに申しわけないのですけれども、その辺のあたりの情報収集をしていただきたいと思います。

特に私も10年以上、実は高校生がやっている知床学につきまして、運営のほうでちょっと携わっている経緯を申しますと、やっぱりそういうものを行かせるフィールドが実は欲しいのです。せっかく子どもたちが勉強して、羅臼のことを理解してくれていま

す。実際に私よりも、多分、後ろにいる高校生の人が、羅臼町のいろいろなことについて詳しいと思います。ただ、それを発表する場所をぜひ与えていただきたいと思います。

そして、続きまして、それにかかわるかどうかはちょっとわかりませんが、観光で、今、町長が先ほど答弁がありました、湯ノ沢地区、一応今、外国人の誘導看板をつけるということで、大変いいことだと思います。

それとあわせまして、湯ノ沢地区につきましては、行政執行方針とかでいろいろと述べられているので、いろいろと出ています。それに関連していく、いわゆるバスセンター、道の駅、この辺から上がっていくための導線をきちっと考えていただければありがたいかなと思うのですが、その辺のあたり、一応羅臼町の場合ですと、ルサフィールドから向こうは世界自然遺産、こちら側は町の生活圏となっていますけれども、それから峯浜地区まで、やっぱり入ってきたときに、観光客が目指す場所というのが一番先にわかるような、どうせやるのだったら、入ったところ、両側です。結局、ウトロ側から入ってくる、標津側から入ってくる時に、見てすぐ観光客が、ここへ行こうと思えるような案内板の工夫がされたらいいかなと思うのですが、その辺のあたり、どのように考えているか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、昨日、この協議会が設立されております。この温泉地区に関しまして言いますと、環境省の補助金をいただくということで、あくまで国立公園内という中の環境整備、上質化計画というものを策定しております。その中で、その補助の対象になる部分についての看板について検討させていただきました。ただ、今おっしゃるように、そこだけを例えば変えたといっても、まち全体の中で、もうちょっと統一性を持たせてとか、それから、そのつくったものにあわせてほかのところも整備が必要ではないかという意見は、昨日の協議会の中でも出ております。ですから、その辺につきましては、補助が出る、出ないにかかわらず、まち全体として今後の課題として取り組んでまいることになるかというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひその辺の取り組みを早目に進めていただきたいと思います。羅臼町の場合は、先ほど町長が申しました、やっぱり生産漁業の数量は確かに同一なので、すけれども、毎年、実は1億円とか2億円ずつ、漁獲量も落ちていきますし、それはやっぱり懸念する点であろうかと思われます。

だから、それを含めまして、せっかく産業振興審議会、いわゆる産業プロジェクトのほうは多分役場の、管理職プロジェクトみたいな形で運営されていくと思うのですが、その辺の中に、先ほど僕が質問した中を全般的に見据える、ちょっとノウハウを持っていただきたいと思います。その辺のあたりをきちっと活用していただければありがたいかと思うのですが、町長、何かその辺のあたりで、こういうところを補ってほしいとかというところが万が一あるのであれば、ぜひこういうところは民間の協力もやぶさか

ではないと思うのです、実は。その辺のあたりは、きちっと産業の審議委員会をつくれれば、その辺のあたりの意見は出ると思うので、ちょっとその辺のあたりで何かあればお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 非常にありがたいお言葉だと思っております。羅臼町、羅臼町行政、羅臼町役場だけではできるものというのはほとんどありません。羅臼町の職員だけで水揚げをふやしていくなどということは不可能でありまして、ですから、そういったことも踏まえて、羅臼町全体の中でいかにどう取り組んでいくのか、それをしっかりまちが後押しできるのかというのを、これはまちづくりの原則だというふうに思っております。ですから、やっぱり主役はまちの人たちでありますし、今現在、漁業に携わっている人たちには、しっかりと生産性を上げるための努力をいただかなければいけませんし、また、将来、このまちを担っていく若い人たち、またはこのまちから出ていっても、このまちの出身者として頑張っただけの人たち、そういった人たちにしっかりこのまちのことを知っていただく努力、またはお手伝いをいただく、夢を語っていただいたりアイデアをいただいたりというような場というのをしっかり設けて、この産業振興審議会にしっかりと反映させていきたいというふうに思っておりますので、町民の皆さん、また、若い人たちの協力を心から願うものであります。

○議長（佐藤 晶君） 田中君。

○2番（田中 良君） ぜひそのように取りはからっていただきたいと思います。

最後になりますが、私自身も、今回、質問につきましては3点なのですが、今後につきましても注視しながら、この動向を見ながら、また次の12月議会、もしくはその前に、もしかしたら担当職員のところへ行って、これはどうなっているのだかという質問をしたいと思いますので、その辺のあたりは、行ったらよろしく情報のほうを出していただきたいと思います。

あと、本当に頑張っている人方にもうちょっと目の目を当ててあげたいなと思うところが多々あります。その辺のあたりも情報提供しますので、ぜひその辺を拾っていただければありがたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） これで、田中良君の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） ここで、11時10分まで休憩いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

5番坂本志郎君にこれを許します。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問いたします。

私の質問テーマは4件です。

初めに、ことし10月から予定されている消費税の増税に関して、5点お伺いします。

1点目、予定されている消費税増税で、当町の各種使用料及び手数料は値上げになるのか。

2点目、当町の介護施設の食費、居住費は値上げになるのか。

3点目、幼保教育無償化に伴う新たな負担となる給食費は値上げになるのか。

4点目、プレミアム商品券事業を当町は実施するのか。

5点目、軽減税率による小売販売現場や消費者、町民の混乱防止の対策について、町の考え方を教えてください。

次に、防災に関してお伺いします。

当町の備蓄の現状と、今後の計画、厳寒期の避難対策の考え方を教えてください。

次に、体験実習館の利活用に関してお伺いします。

パークゴルフ場、オートキャンプ場等、主な施設の利用状況と現状評価及び今後の利活用の考え方を教えてください。

次に、今年度より実施された住宅リフォーム制度の活用進捗状況をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から4件の御質問をいただきました。

1件目は、令和元年10月から予定されている消費税増税に関して、5点の質問であります。

1点目は、予定されている消費税増税で、当町の各種使用料及び手数料は値上げになるのかとの質問でございます。

当町の各種使用料及び手数料につきましては、平成17年12月に策定しました自立プラン、自立のまちづくりを目指してを踏まえ、羅臼町行財政改革実施計画を策定しながら、随時見直しを図ってきたところであります。

しかし、それぞれの使用料や手数料につきましては、法令に基づくもののほか、そのサービスごとのさまざまな算定基準によって設定されていることに加えて、現在まで長年据え置かれているものも多くあることが考えられます。

このことから、当町では、現在、消費税率の改定や、年々増加する施設の維持管理費など、社会情勢の変化を踏まえて、現行の使用料及び手数料の実態把握を行うとともに、料金原価の算定等を行い、行政が提供するサービスにおける受益と負担のあり方の検討や、負担額の設定根拠の明確化など、使用料及び手数料の見直し作業を進めているところであ

りますので、本年10月に予定されています消費税率の改定に伴う使用料及び手数料の値上げは予定しておりません。

2点目は、当町の介護施設の食費、居住費は値上げになるのかとの御質問であります。

当町に所在しております介護施設のうち、ふくろうの郷以外につきましては、10月から値上げする予定ということで、ふくろうの郷につきましても、現在、検討中と伺っております。

3点目の、幼保教育無償化に伴う新たな負担となる給食は値上げになるのかとの質問でございます。

消費税率の改定や、10月に実施される幼児教育無償化に伴って、負担増となる内容がございます。

4点目は、プレミアム商品券事業を実施するのかとの質問であります。

後ほど補正予算として御審議をお願いいたしますが、当町におきましてもプレミアム商品券事業を実施することとしております。詳しい内容につきましては、補正予算の資料として事業の概要を添付させていただいたところでございます。

5点目は、軽減税率による販売現場や消費者の混乱対策について、町の考え方との質問であります。

事業者に対しましては、羅臼町商工会において、軽減税率の理解を深めるために、税務署職員を招聘し、講習会を実施しているとともに、軽減税率対策補助金対象の電子レジスター導入支援を行っているところですので、羅臼町としても、事業者に対する支援を引き続き継続するよう、商工会に対し働きかけをしております。

また、消費者に対しましては、この後、防災無線と広報により内容を周知し、軽減税率開始時の販売現場における混乱を極力抑えるよう努めたいと考えております。

2件目は、防災対策に対して2点の御質問であります。

まず1点目は、当町の備蓄状況と今後の考え方についてであります。

当町の備蓄状況、現状につきましては、今日現在で、食料のうち、主食となる調理不用食、アルファ米、パンの缶詰が3,057食分、飲料水、500ミリペットボトルが4,109本、そのほか、毛布やオムツ等の生活必需品及び発電機や段ボール等の資材機を、過去の災害や道路事情及び地形を考慮し、主に地域ごとの避難施設7カ所へ分散備蓄しております。

また、昨年12月の第4回定例会において御質問いただきました、役場庁舎の非常用電源に係る72時間分の燃料備蓄につきましては、当初、庁舎屋外へ備蓄用燃料タンクの設置を検討しておりましたが、根室北部消防事務組合火災予防条例の規定による設置基準により、予定しておりました設置ができず、現在、羅臼消防署とも協議をさせていただきながら、どのような方法により備蓄用燃料タンクが設置できるのか検討しているところであります。

いずれにしましても、国の定める庁舎非常用電源に係る72時間分の燃料備蓄を早急に

設置できるよう進めてまいります。

備蓄に係る今後の考え方につきましては、本町における防災対策の自助、共助及び公助の考え方を基本とし、まちが行う行政備蓄、住民による家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄により、住民、企業、行政の一体的な取り組みを基本とする、羅臼町災害時備蓄計画に基づき、2017年度から2021年度までの5年間で行政備蓄の整備を進めております。

この備蓄計画では、災害時に家屋の倒壊や消失等により、住民みずからが非常用持出品を持ち出せない避難者等のため、行政として食料、生活必需品及び災害対応対策に必要な資機材等の行政備蓄を計画的に進めることとしており、計画最終年の2021年には、全町民の人口10%を災害発生から3日間カバーできる備蓄を整備目標として、今年度、3カ年を迎えております。

2点目は、厳冬期の避難対策の考え方についてであります。

当町における厳冬期の避難対策の考え方についてありますが、羅臼町地域防災計画では、積雪寒冷期において災害が発生した場合、ほかの季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や、避難場所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念されるため、町、北海道及び防災関係機関との連携協力により、積雪寒冷期における災害の軽減に努めることとしております。

具体的対策としては、積雪寒冷期における適切な避難勧告、指示ができる体制づくりや、災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等、万全の措置を講じるほか、除雪体制の強化による道路交通の確保、被災者及び避難者に対する防寒用品、避難所における電源を要しない暖房器具、燃料の備蓄、さらには、電力供給が遮断された場合の非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努めることとしております。

現在の対策としては、避難場所及び除雪及び6カ所の避難施設に、発電機、灯油、ストーブ、毛布、アルミブランケット等を備蓄しております。これにより、避難施設6カ所においては、厳冬期の寒さ対策にできるものと判断しておりますが、さらなる厳冬期対策を進めるため、冬期間における訓練に向け、関係機関に助言をいただきながら、実施内容や方法などを検討してまいります。

3件目は、体験実習館利活用に関する質問であります。

パークゴルフ場、オートキャンプ場など、主な施設の利用状況と、現状評価及び今後の利活用の考え方との質問でございます。

初めに、主な施設の利用状況について、2017年と2018年の入込数を報告いたします。

パークゴルフ場は、2017年は3,793名、2018年は2,785名の利用がありました。

オートキャンプ場につきましては、2017年は891名、2018年は868名の利用がありました。

現状評価と今後の利活用ということでございますが、体験実習館を中心として、各施設が隣接する周辺の環境は、自然に恵まれ、景観もよく、施設相互の利便性もいいことから、町内外問わず、多くの方々に利用されているものと評価しており、利活用の工夫によっては、ますます活気あふれる可能性を秘めていると感じています。

パークゴルフ場は、人口減を主な要因とする入込数の減少がありますが、町民の豊かな生活を支え、健康増進に大きな役割を果たしているところであります。

一方で、体験実習館で飲食店営業していた羅臼峠茶屋が平成30年10月末をもって撤退したことから、募集により、新たに本年度から施設管理を含めた飲食店業者を選定したところですが、諸般の事情により、飲食店部門の営業が開始されていない状況です。

また、オートキャンプ場においては、日常の維持管理が細部まで行き届かないことや、休止状態のセンターハウスがあり、その機能を発揮していないことで、利用者から十分な満足度を得られない要素があることを確認しております。隣接する施設全体を通して、より有効な利活用を模索するため、アウトドア関連企業に現地を視察いただき、御意見をいただくなどしているところであり、施設のソフト面とハード面の両方の利活用に対して可能性を探り、体験実習館周辺の充実に向け、協議していきたいと考えております。

4件目は、本年度より実施された住宅リフォーム制度活用の進捗状況についての御質問であります。

町内の経済活性化と住民の生活環境の向上を目的に、50万円を予算措置させていただき、本年7月に羅臼町住宅リフォーム補助を創設し、募集を開始いたしました。

募集に当たりまして、事前に地元建設業協会への説明会を開催し、町ホームページ及び町政だよりにて町民の皆様にも周知いたしましたところ、令和元年8月末時点において8件の相談があり、うち6件の申請を受理いたしました。町による審査の結果、補助対象と認められたことから、現在、申請者におきましてリフォーム工事を実施しているところでございます。

この6件の補助対象工事費の総額が749万4,000円で、補助対象承認額として46万7,000円が交付予定となっております。予算見込み残額が3万3,000円となっている状況であります。

申請のありました工事内容でございますが、外壁及び屋根等の外装工事が5件、居間及び台所等の内装工事が1件となっております。このうち1件につきましては、既に工事が完了し、検査により適正に実施されていることが確認され、補助金が確定されております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問いたします。

住宅リフォーム制度の進捗状況についてお答えがありました。8件申請があつて、6件の活用、予算残は三、四万円、46万7,000円が使われたと、こういうことのようにです。ことし初めての制度ですが、活用率は完全に90%を超えているというふうに思いま

す。この制度は、業者への仕事をふやして、住民の住宅改修費用の負担を軽減して、結果として町に税が還元する、ある意味、地域内経済循環制度です。その上で、何点か質問いたします。

制度開始後数カ月で活用率が90%、ほぼ予算を消化したことについて、さらなる潜在需要があると思われるが、町はどういうふうに思われているか、お聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 現在のところ、予算残額が3万3,000円というところで、活用率については90%程度しているということの現状であります。

現在、申し込みがありましたうち、申請が来ていないものに関しましては、要綱の対象とはならないものがありまして、対象となる方も2件ほどおりましたが、申請が来ていないという状況でございます。ちょっと音沙汰がないものですから、それ以降、新たな相談等、来ていない状況でありますので、残りの残額をもって、相談者が来た場合には、その残額をもって説明した上で、補助の申請をしていただくかどうかという形で考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 潜在需要があると思われるかどうかについてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 潜在的には、これからまだまだあるとは考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 今回のこのリフォームの制度については、もちろん町民の皆さんにもお知らせはしているのですが、どちらかという当該業者がそういう情報を聞いて、そこで説明をするということで、実は完全に横はつながっておりまして、もっと言い換えれば、もう予算をほぼ使い切ったよというような、こういう状況にあるのだろうと推測されるのです。この予算がもうほとんどありませんので、これがもし多ければ、私は間違いなくまだこの需要はあるというふうに確信をしているということではないですが、そういうふうに思います。予算をほぼ使い切っていることにはなりますが、潜在需要があるとすれば、年度内、増額補正するとか、そういう考えはあるやなしや、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今後の需要についてだと思っておりますけれども、今、担当課長が御説明したとおり、今後、まだまだ需要があるかもしれませんけれども、今年度内においてどれだけあるかというのは把握していない状況でございます。

坂本議員おっしゃるとおり、もし今後、そういった意見ですとか要望などがありましたら、補正など含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） そういうことかなと思いますが、年度内の増額補正というのはな

かなか難しいということもよく承知しております。

ただ、50万円では少ないということをはっきりしているわけですから、そして、たった6件で約750万円のお金が町を回ったわけですね、ある意味で言うと。これが循環ということなのですが、次年度予算でぜひこの拡大をすべきと思います。12月には新年度予算の策定に入りますが、来期、予算の拡大について、町のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 先ほど御説明、回答したとおり、今後の要望について、どれだけあるか含めて、来年度の予算について検討していきたいと思いますが、最低50万円の予算は確保していきたいということとあわせて、まだ今年度始まったばかりの事業でございます。見直しする部分もまだまだ今後出てくる可能性もございますので、今後、実施しながら、二、三年の状況、様子を見ながら、予算を含めて、事業全体の見直しも含めて、今後、実施しながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 初めての事業ですから、そういう答弁で理解できる場所もあります。

実はこの住宅リフォーム制度を、前回の議会でもこのことは申し上げたのですが、実は他の自治体では、住宅リフォームと店舗リニューアルというのを一体で進めております。そういう意味では、来年度、見直しを含めて検討するということですが、ぜひ店舗の改修にもこの制度を活用すべきと思います。この不況下で、小売事業者も大変厳しい状況にありますので、来年度から店舗リニューアルもこの住宅リフォーム制度に加えるように、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。ただし、店舗リニューアルといった場合に、絞り込み等、いろいろ必要になります。大きい加工業者が、ここを一部直すからとかという問題、それをどうするのか、あくまでも住宅と一緒にのみに限るとか、そういうようなこともあろうかと思うのですが、店舗リニューアル制度を含むことについて、前は検討するというお答えだったのですが、もう一度、再度検討していただきたい。お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今回の住宅リフォームについては、町内の経済と、特に建設業関係者の活性化、あと、町民生活の向上を目的とした住宅リフォーム制度ということで実施させていただきましたけれども、店舗リフォームも対象にするというふうになると、商工業の活性化を含めたまちのにぎわいだとかという部分についても全体的なことを考えていかなければならないのかなというふうに考えているところであります。

また、店舗ということになりますと、営業ということの支援ということもございまして、その辺も含めて、一体的なことで検討していかなければならないということで、今回は対象外とさせていただきました。店舗につきましては、営業につきましては、中小企業

振興資金融資という制度がございます。その中で、運転資金ですとか設備資金を融資しますというところで、羅臼町として、その部分にかかわる保障料ですとか利子の一部を補給するという制度もございますので、店舗につきましては、この制度を御活用していただきたいということもございまして、今回、対象外とさせていただいているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） いろいろな制度がありますから、もちろん。ただ、このリフォーム、リニューアルというのは非常に使い勝手がいいということがあるわけですよ。そういう意味では、ぜひ検討していただきたい。今のお答えでは除外するというような答えですが、先ほど言いましたけれども、ほかの自治体は大体これをセットでやっている。状況は同じなのです。羅臼町だけというわけにいかないのではないかなというふうに思います。

次のテーマに移ります。体験実習館の活用、現状評価と今後の利活用の考え方についてお答えがありました。

実は先月末に、総務民生常任委員会で町内行政施設を行いました。体験実習館を視察したときに、違和感を覚えました。それは、まさに観光シーズン真っ盛りというか、この時期に、あの大きな駐車場に車がほとんどとまっていない。そして、中に入ると、飲食スペース、羅臼峠茶屋というのが前にありましたけれども、これが営業していないのです。何かの準備と思われるのですが、廊下だとか床の空きスペースに物品が積まれているのです。これは一体どういうことなのかということと違和感を覚えた。冬期間は開店休業ですから、今の時期が一番利用すべき期間ではないですか。私は、町の関与がなさすぎではないかと。先ほど町長の答弁で、これからもう少しいろいろ専門家の意見も聞きながら、利活用について、まさにそういうふうにしていただきたいということだと思うのですが、あの施設は商工会を通じて、恐らく個人、あるいは会社に貸しているのだと思いますが、運用については町に責任があると私は思います。もう一度町の今後の利活用の考え方、対応方について、もう一度お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

○産業創生課長（大沼良司君） ただいまお話がありました、オートキャンプ場については非常に可能性を秘めた施設であると感じております。

坂本議員おっしゃるとおり、現状ではそのような状態が見てとれます。であります。このたび、町内のキャンパー有志が集まってオートキャンプ場を活用したイベントを行いたいというお話がございます。そのようなものが今後予定されており、そういった活用の中で、ちょっとオートキャンプ場のあり方等、意見を聞かせていただきながら、今後の反映につなげていければなと思っています。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 一番違和感を感じたのは、峠茶屋なのです。オートキャンプ場と

というのは一定の利用があつて、パークゴルフ場も一定の利用があるわけですから、完全休業している、あの飲食店スペースが死にスペースになっているということを申し上げたのです。これについての考え方をお聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 体験実習館を有効的に活用していただくためにも、やはりあの飲食店スペースというのは重要なウエートを占めているものだと思っております。そのためにも、今年度、新たな飲食店に入っていただくということで準備を進めてきましたけれども、先ほど町長答弁したとおり、諸般の事情により、なかなか繁忙期に開店することができなかったという実態がございます。

ただ、町としても、これまでもできるだけ早く開店してほしいということをお願いしておりましたけれども、今後も開店に向けてお願いしているところでありまして、年内には開店できるという回答をいただいております。ただ、これから観光客が少なくなっていくかもしれませんが、その中で開店するというので、大変申しわけなく思っておりますけれども、来年度の繁忙期に向けた準備も含めて、今年度、できるだけ一日も早く開店するように、町としても進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） ぜひそのように町の指導もしっかりしていただきたいというふうに思います。

次に、防災に移ります。

防災に関して、2点、お答えがありました。

9月、あの大きな被害をもたらした胆振東部地震からちょうど1年になります。

実は昨年、平成30年の12月議会で、当町の災害対策について何点が質問させていただきましたが、その中で、役場の非常用電源の燃料備蓄は72時間必要とされているが、羅臼町の燃料備蓄は何時間分確保されているのかという私の質問に対して、町は約20時間分、非常時は町内燃料業者と協力関係を結んでいるとのお答えでした。

もう一つ、万一燃料が不足するとどういふことが起こるのかという質問に対して、役場機能がストップするというお答えがあり、その上で、町民の安全・安心を確保するのは当然のことであり、今後、72時間分の燃料備蓄に向けて検討したいと、約1年くらい前にそういうお答えでした。

先ほど町長の答弁の中で、燃料タンクを増設したくても、消防法の基準があつて、敷地内はどこにも設置できないのだと。どんな方法で備蓄量を確保できるか検討中と、そういうお答えで、よく理解できるものですから、一たんは納得するのですが、当町にとって、災害時、役場は災害対策の拠点となる最も重要な施設になります。あす、突然起こるかもしれない災害に対応するための準備を怠ることはないよう、燃料備蓄の確保を強く求めたいと思います。例えば、ガソリンスタンドと協力関係を結んでいるとはいっても、道路がもし切断したらアウトですから、そういうことも含めて、どういふ方法があるのか、ぜひ

早急に、またこれから冬に入りますから、検討していただきたいというふうに思います。

次に、厳寒期のブラックアウト時の避難施設、発電機を備えてある施設の周知と、冬期避難訓練の必要性を実は同じく昨年12月議会で質問いたしました。厳寒期、厳冬期、ブラックアウト時に避難可能な発電機を備えている施設は、昨年12月段階で、峯浜コミュニティセンター、体験実習館、春松小学校、知床未来中学校、羅臼小学校、旧知円別中学校の6施設ということでしたが、現在もこの6施設ということではありませんか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（本見泰敬君） 昨年と同様、現在も6カ所の施設に非常用発電機を配備しております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） もうあと3カ月もすれば、当町も長い冬に入ります。冬期夜間のブラックアウト時の避難施設は、通常の地域の町内会館やコミュニティセンターとは異なるわけですから、町民へのさらなる周知と、これらの施設への避難訓練を行う必要があると思います。先ほど、冬期間における訓練に向けて、実施内容や方法を検討するというお答えでしたが、それで結構だと思いますが、冬の夜の訓練、さらに、いつも避難訓練している町内会館ではないのです。どこからどこまでの人は6カ所のどこへ行けばいいのか、これはやっぱり訓練をすれば、幾つかまた問題点も出てくると思いますので、ぜひ冬の訓練、大変ですけれども、やる必要があると思いますので、検討をお願いします。

次に移ります。

消費税増税に関してお答えがありました。

先ほど私の質問の中で、増税に伴い、使用料等について、値上げはあるやなしやということをお伺いしましたが、本年度10月からの消費税増税に伴う値上げはない、こういうお答えで、よかったなというふうに思いますが、ただ、利用料や使用料について、今検討しているというお話でした。検討するというのは、値下げか、現状維持か、値上げか、どれか、この三つのうちの一つになるわけですが、10月からの値上げはないのかもしれませんが、では、来年の4月、新年度からは値上げになるものがあるというふうにとらえてよろしいのか、お答えください。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 来年の4月からの使用料、手数料の値上げがあるかどうかという御質問でしたけれども、現在、町長の答弁にありましたとおり、条例等に規定しております使用料及び手数料等、当町でいきますと78項目にわたる手数料、使用料がありまして、その現状把握を今しているというような段階であります。現行の料金の根拠づけ等も確認をしなければいけませんし、料金原価、現在、それが幾らぐらいになるのかというようなことも明確にしなければいけませんので、いろいろなそのような作業を踏まえて進めていきまして、料金原価と現在の使用料がどのような実態にあるのかということ

一旦踏まえた上で、それが近隣の市町村などの料金体系などとも比較をしながら、どれが適正なのかというようなことを町として押さえた上で、それを値上げして原価に近づけるべきなのか、それとも据え置くべきなのか、それに加えて、この使用料、手数料につきましては、それぞれの使用料、手数料によって違いはあると思いますが、負担割合、町として100%負担すべきものなのか、それとも利用者から負担していただくものなのか、それともそれはそれぞれ折半すべきものなのかとか、いろいろな考え方を整理しなければならないということが出てきますので、それらの結果を踏まえた上で、こういったことが一番いいのかということを試算をしながら、議会とも相談をさせていただきながら進めていきたいというふうに今のところ考えておりますが、その結果、スケジュールが間に合えば、4月にそのあたりを何とか整理ができればなということを考えておりますが、今の検討のスケジュールによって、ちょっと時期がずれる可能性もあるのかなというふうには思っておりますが、できれば4月に向けた中で進めていきたいなというふうには思っております。今から、それが全て値上げになるとか、そういうことではなくて、何をもって適正なのかというところをまず押さえた上で、御相談させていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 大変よくわかりやすい答弁で、ありがとうございます。

実はこの使用料とか手数料というのは、直接町民にかかわるものですから、どちらにしても条例改正が必要ですよね。できるだけ早く議会でも話し合って、町民に突然、来月から上がりますというようなことのないように進めていただければと思います。

次に、プレミアム商品券についてお伺いします。

実はこれはこの後、議案の中に入っております、どういう内容かというようなページもあるのですが、ちょっとダブるかもしれませんが、具体的にちょっと何点か。

対象世帯数と、実施期間、開始日と使用できる期間、それから、商品券の販売場所と、使用できる店舗、簡潔にお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（福田一輝君） まず初めに、参考資料65ページに添付しております、対象についてです。対象は2点ございまして、1点目は、令和元年度、住民税が課税されていない方、世帯数がおよそ890名。二つ目につきましては、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主、お子様の数がきょう現在で101名、合計で991名となっています。

実施期間につきましてはですが、令和元年10月1日から令和2年2月21日までの申請期間ということで、引換券の申請の期間を設けまして、商品券の購入期間としましては10月1日から令和2年2月28日まで。

商品券の使用期間としましては、同じく10月1日から令和2年の3月31日まで、今年度いっぱいということになっております。

販売店数です。先週、9月6日現在の商工会からの御連絡ですが、商品券取扱店、135店舗中、9月6日現在で132店舗が取り扱うという御連絡を受けているということです。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 対象世帯が住民税非課税世帯と子育て世帯、新聞報道では0歳から3歳半という、こういう言い方なのです。実はこれで周知をすると、0歳から3歳半でちょっと混乱が起きます。なぜかという、0歳から3歳半というのは、2016年4月2日から2019年3月30日生まれの方が対象になるのですが、実は2016年4月1日以前に生まれた子ども、それから、19年10月1日以降に生まれた子どもは対象外になると、こういう問題があります。ただ、先日、ちょっと説明を受けたところ、対象世帯には直接郵送されるのですか、申込書が。そういうことをちょっとお聞きしましたので、それが一番間違いないなというふうに思いました。ぜひ混乱が起きないように、この間、よく対象者のところに親切に、個別にということが多くなってきていまして、対象者が少ないわけですから、ぜひそういう立場でやっていただければというふうに思います。

消費税増税については、食料品が8%のままで、資材は10%で、電子マネー等のカードを使えばポイント還元がある、こういう理解が私も含めて一般的であろうかというふうに思います。

ですが、この消費税増税に伴って、実はまだ見えないものが幾つかあります。これに伴って上がってくるもの、先ほどありました福祉施設の関係で言えば、その老人ホーム以外は恐らくみんな自動的に上がるということですよね。こういう問題も含めて、重要なのは、住民にこの消費税増税でどういう影響が及ぶのか、このことが大事だというふうに思います。今、羅臼町は、賃金がなかなか上がらない、当然、所得もふえない、あるいは減少している、こういう中での増税は、町民にとって大変な負担増となります。行政として、この負担を少しでも軽減する努力と実行が今求められているというふうに私は思います。このことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） これで、坂本志郎君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

1時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

3番高島讓二君にこれを許します。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告しております、1校1園化の策定についてと、公民館の再建についての2件について質問をいたします。

まず1件目の、1校1園化の策定についてですが、令和元年度町長行政執行方針、また、令和元年度教育行政執行方針において、人口減少や少子化による児童数の減少に伴う小学校の1校化、幼稚園の1園化を令和4年度に実現できるよう進める、または実現いたしますと述べられております。

人口減少や少子化による児童数の減少を1校1園化の理由に上げておりますが、児童にとっての学校環境の観点を中心に据え、また、地域とともにある学校の視点を踏まえ、保護者や地域の住民とよくコミュニケーションをとりながら、丁寧な議論を積み重ねて進めていく必要があると考えます。つまり、1校1園化は行政だけで一方的に進めるべきではないと考えます。

そこで、子どもたちの学校環境面における1校1園化のメリット、デメリットについて、また、保護者や地域住民にとって1校1園化がどのようなメリット、デメリットが発生するのか。また、財政面におけるメリット、デメリットについてお聞きいたします。

次に、2点目の、公民館再建についてお聞きいたします。

平成31年3月の耐震診断の結果、公民館が倒壊のおそれがあると診断され、使用不能となりました。それに伴い、令和元年5月開催の臨時議会において、公民館解体の予算案が可決されました。

現在、各町内にあるコミュニティセンターや、小学校、中学校を公民館の代替として使用しておりますが、町民にとって公民館は実際の生活に即する教育や学術及び文化に関する各種の事業を行い、教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る役割を持っております。

町は、公民館の建設をどのように考えているのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 高島議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、1校1園化の策定について、メリット、デメリット及び財政面、学校環境について御質問をいただきました。

初めに、学校規模について確認し、共通の認識を持ちたいと考えております。

文部科学省では、公立小中学校の適正規模について、標準等を設定しており、普通学級が1から5学級までの学校を過小規模校、6から11学級までを小規模校、12から18学級までを標準学校規模校、それ以上については大規模校、過大規模校と設定しております。

羅臼小学校は、各学年1学級で6学級、春松小学校も各学年1学級で、同じく6学級で

あり、小規模校に分類されております。

また、令和元年の児童数で1校となったと過程して試算すると、1年、4年、5年生は1学級、2年、3年、6年は2学級の、全体で9学級となり、規模数としては同じく小規模校に分類されます。

また、1校1園化につきましては、今までの統合を見ても、すぐに財政的な圧縮効果が出るということではなく、私といたしましては、特に学校環境について、このまちでできる限りよい環境で学ばせたいと考え、発言したものです。

そのような中で、規模は変わらないとしても、人数がふえることで考えられるメリットは、学力や人間関係、スポーツなどで切磋琢磨する機会がふえることや、幼小中高が協力、連携をさらに強化することで、計画的でより効果的な教育が行えることなどが挙げられます。

一方、デメリットは、通学距離や地域から学校がなくなることへの不安などと考えますが、しっかりと地域住民と会話を重ね、説明会で示している令和4年4月1日の1校1園化に向けたスケジュールどおりに進めてまいります。

2件目は、公民館の再建について御質問をいただきました。

羅臼町公民館につきましては、3月6日に耐震診断結果が出てから、使用禁止及び検討を重ね、解体することとし、議員の皆様にご説明してきたところです。

現在、1校1園化を進めるに当たって、空き施設の活用など、さまざまな観点から総合的に判断し、春松小学校に公民館機能や図書室機能を持たせた施設として活用することが町民にとって有効と考え、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島議員。

○3番（高島讓二君） 1校1園化について再質問いたします。

先月の8月26日に町からいただいた資料によりますと、確かに子どもたちの数は減っております。

文科省の小学校の1クラスの上限人数は、小学1年生は35人、2年生以上は40人となっております。

町長、教育長が執行方針で述べられている令和4年、つまり3年後に統合を実施するというと、2012年生まれの子どもが小学校1年生になります。1年生は42人、2年生は49人、3年生は44人、4年生32人、5年生38人、6年生は2007年生まれの子どもが43人となっており、40人をオーバーするのが4学年あります。4学年で2クラスずつ必要となってまいりますから、1学年2クラスが必要であれば、子どもたちにとっても、保護者、先生にとっても、羅臼小学校と春松小学校の2校体制のほうがよいのではないのでしょうか。

メリットとしては、1クラスが少人数のほうが一人一人の子どもたちに目が届きやすい、教員と接する時間も多くなる、きめ細かな指導による学力向上、子ども自身の発表

や、表現の時間や機会も多くなるため、子どもたちにとってよい学力の環境が考えられます。

さらには、昨今は教員の長時間労働が問題となっております。羅臼アクションプランというものがあります。教育長の行政執行方針にありますけれども、働き方改革、1クラスが少人数になることによって、長時間労働も改善され、働き方改革に沿ったものとなるのではないのでしょうか。

OECDの調査で、新聞にも載っておりましたが、世界的に見ても日本の教師の仕事時間は世界最長、働き過ぎとの結果が出ております。1クラスの児童数が少ないほうが先生たちの負担も少ないと思われそうですが、教育長の見解を伺います。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 高島議員の再質問で、今現在、国は、小学校1年生は35人、それから、小学校2年生から小学校6年生までは40人、それから、中学校は40人というところでございます。北海道では、小学校1年生、2年生を35人学級、それから、中学校1年生を35人学級として現在進めております。

高島議員の言うように、確かに小学校2校で、そのままでいいのではないかとということがありますけれども、現在、私たちが取り組みしているのは、二つの学校が一つになって足されたときに、足して2で割ったことによって、現在、羅臼小学校と春松小学校の人数格差があります。それが同じ人数になるようになることによって、片方の学校だけがメリットになるということも無いと思っていて、そのことによって子どもたちの教育環境も整えられるのではないかと考えております。

そして、もう一つは、統合によって先生方の数が、全学年がふえるわけでもないのですが、1学年の人数が、先生が2人以上になることによって、教員の働き方も変わってくる。要するに学年の中でいろいろと相談しながら、またはそれに対する国の定数配置としても恩恵を受けることになるので、さまざまな面でメリットが考えられるということです。

ですから、片方は少なくてもいいのではないかと、片方はそのままでいいのではないかとではなく、できるだけ一つの学校にして、大きなメリットを求めるという考え方でいったほうがいいのではないかとというのが私どもの考えです。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 人数が多いと、やっぱり先生にかかる負担もあるということと、それから、まず児童の勉強する環境が、人数が少ないと、やっぱりそれだけきめ細かい指導ができるということを僕は今言いたいのですよね。しかも、これから来年の2020年に新学習指導要領が実施されます。これは学び方に対する考え方も変化しています。特にアクティブラーニングに代表される主体的、対話的な学び、深い学びを重視しております。この学習には、従来の知識偏重型の教育への反省が込められているのではないかと

うことが明らかになっております。テスト対策としての、暗記したらそれっきりという従来の学び方からの脱却だと思っております。子どもたち一人一人が、将来をどのように考えていくか、どうやって勉強していくかということをもっと求められているのだと、この指導要領に。ということになれば、先生とのかかわりがもっと密接なかかわりを持っていくということになるのですよね。ですから、大人数というか、1年生は35人ですけれども、1クラス40人ですよね、リミットが。そうすると、どうしても教える時間が少なくなる。

一つの学校に統合して2クラスにすればいいのではないかともありますけれども、これはもう一つ、新学習指導要領によると、これから外国語学習がメインになりますね。小学校4年生ぐらいからもう外国語学習が始まって、5年生、6年生はもう必修科目になるということと、それから、ICTを使ったプログラミング教育による情報学習がありますね。これは両方とも、論理的に物事を考えていかなければならないということの学習でもあるのですけれども、それと同時に、地域と学校との連携が重視され、人口減少によって地域と子どものかかわりが薄れることを問題視する立場から、地域の伝統や文化にかかわる教育の充実化が主張される地域学習というのがあるのです。これはとても大事なことではないかなと思うのですけれども、そういう意味において、やっぱり春松と羅臼、分かれたほうが私はより密接なかかわりができてくるのではないかとというふうに思いますが、教育長、どういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 二つの学校が統合することによって、現在、国がいろいろな施策をしております。コミュニティスクールの実現、それから、ICT指導員の増員とか、それから、さまざまな英語教員の補助員とか、学校図書館において学校司書の配置、そういうさまざまな政策で学校には配置をしながら、高島議員の言うような子どもたちの資質、能力を高めようという取り組みがいよいよ来年から始まります。そのためにも、現在の国が進めようとしている施策では、できるだけ学校によって、例えば羅臼町の場合は、片方の学校だけその方が配置されて、片方の学校には配置されないということを防ぐことができる。そして、一つの学校に1人配置することで十分に子どもたちが恩恵を得ることができるようになると思います。ですから、文科省が進めようとする政策にも合致するというか、早期に取り組むことができるようになるというメリットがあるのではないかなと考えております。

そして、議員も言っていますように、総合的な学習の時間とか、子どもたちに確かな学力と未来に向かって解決する能力を身につけさせようということが求められております。そのためにも、できるだけ学校間格差がなく、一つの学校でそれが大きく恩恵を受けられるようになる、さらに私はいいのではないかと考えております。それが一番の1校1園化の目標でないかなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島議員。

○3番（高島讓二君） やっぱり学校の格差というのが、これだけ近い地域ですから、春松と羅臼、車で10分で行けるわけですから、遠い距離ではない。遠い距離ではないのだけれども、その二つが、せつかく地域のことを重視すれば、やっぱり地域の人たちは統合されたくない。やっぱり今まで過去、知円別小中学校、それから飛仁帯小学校、植別小中学校が統合されてきましたね。そうすると、やっぱり子どもが、学校がそこになんというところは、その地域によって、やっぱり寂しくなる。そういうことが今までの統廃合によってもたらされた結果だと思えるのですよね。やっぱり地域の住民がなかなかそこに、子どもたちが遠くの学校に行くということに対して、納得いかないのではないかなというふうにするのです。

コミュニティスクールありますよね。コミュニティスクール、教育長、去年かおとしの執行方針にも述べておられましたけれども、その辺がいまいまだ形になっていないというふうなことなのですから、今現在、どうなのでしょう。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） コミュニティスクールにつきましては、令和2年からスタートするよう進めております。まだ検討中で、これからそれぞれの説明、皆さんに入っていくかなと思います。

それから、羅臼地区、それから春松地区の幼稚園、小学校についての説明会なのですから、7月23日より各地区で、PTAの役員の皆さん、そして一般会員の皆さんは9月2日から4日間、各幼稚園、学校で説明しております。それから、議員にも8月26日の時点で説明している内容を説明しております。それで、できる限り各地区の保護者の皆さんの意見を聞いて、今後、さらに地域の説明会も開催しながら、学校適正配置計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 教育委員会から、いわゆる意見交換会、紹介します。7月23日の火曜日に、春松小学校の音楽室で、小学校関係者、先生が8人、それから、PTAの役員12人で意見交換会を行っているのですけれども、やっぱり意見の中には、読ませただけだと、統合には反対である。春松という名前がなくなるのは反対。それから、将来的には1校1園化の動きは理解できるが、各学校のPTAの意見を伺う前に新聞などに掲載された。地域の意見を無視し、役場内部だけで決めているようにしか思えない。それから、人口減少が進行して、統合はやむを得ないと思うが、進め方が悪いというふうに言われている方がいます。これは教育委員会が出してきた議事録というか意見交換会のあれですけれども、もう一つ、町長が町民の意見を聞くべきであるというふうに、町長にも御意見があるわけですから、町長も積極的に町民に理解してもらおうようにやっぱり動くべきだというふうには私は思います。そういうことがあって、やっぱりその地域にある学校とい

うのは、やっぱり地域の住民の皆さんにとってすごく大切な施設であるということを忘れないで、その人たちの意見を尊重しながら進めていただきたいというふうに私は思うわけでありませう。

また、さっきの学習の話に戻るのですけれども、私は、やっぱり子どもたちの学習を第一に考えるべきだというふうに思うのです。先ほど来年から始まる新学習指導要領で述べられておりますように、アクティブラーニングというのは、つまり子どもたちに積極的に考えさせるよと。先生からの一方的な、受け身ではなくして、子どもたちに考えさせて、能動的に学習しなさいよというふうに教えがあるわけですよ。ですから、そういうこともあって、これはやっぱり父兄、保護者にも、こういう新学習指導要領がこういうふうになったのだよということをやっぱり知ってもらわなければならないかと思うのですよ。そうすると、もっと地域の人々も、子どもたちにもっと、どういうふうに勉強しているのかということがわかるのではないかなというふうに思います。

私は、来年度から実施される新学習指導要領を重視して、羅臼町の子どもの学校の環境、それから教育環境に重きを置いて、1校1園化については時間をかけて検討を重ねていただきたいと思ひます。子どもたちの数が減少することを逆にチャンスとしてとらえて、特色ある羅臼町の教育環境をつくることのできるのではないかなと。いわゆる子どもが少なくなってきた、それで先生と密接にかかわりあえる時間が持てる、それから、自己表現する時間がふえる、人数が少なくなることによつて。もっと地域の人たちと密接に、この新学習指導要領に基づいてやれば、もっと親が子どもたちをちゃんと見てくれるのではないか、ウォッチしてくれるのではないかということもありますから、ぜひ羅臼町の教育環境をつくることのできるように頑張つていただきたいというふうに思ひます。それに対して、ちょっと教育長、もう1回。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 来年から始まる小学校の新学習指導要領の授業の仕方の関係については、根室教育局、それから北海道教育庁の指導のもと、先生方には漸次、研修を進めております。そして、羅臼町でも幼小中高一貫教育の、幼稚園から小学校、中学校、高校へとつながる指導のあり方についても、漸次、研修を深めております。それについては、来年の4月から、万全の状態を進めるよう、現在、学習指導、教育課程の編成についても取り組んで、指導体制が十分になるようにということで、現在、取り組んでおります。

それから、先ほど言つていましたように、地域の協力は、やはりこれからは、先ほどの総合的な学習の時間の実現のためには絶対必要なものです。地域の協力なしには、きっとこれは実現できないと思ひます。地域の方も、学校に任せることなく、地域の方と学校が協働で、一つの学校で持っている課題を解決していくというのは当然のことだと思つております。そのためには、ますますそういう活動が必要になると思ひます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 地域の学校ということ、やっぱり大きく、重きを置いて取り組んでいただきたいというふうに思います。取り組んでいただきたいというのは、学校環境をよくすることなのですから、そういうことでお願いしたいと思います。

次に、公民館の再建について再質問します。

空き施設、つまりどちらかの学校を、統合すれば、先ほど教育長の答弁で、春松小学校に公民館機能や図書室機能を持たせた施設とお答えいただきました。これ、公民館機能や図書室機能を持たせた施設というのはどういうことなのでしょうか。もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今の御質問でございますけれども、あくまでこれは1校1園化と関連する部分だというふうに思っております。そうなった場合に、現在の春松小学校に公民館機能を持たせて、地域の公民館、羅臼町の公民館としての再建といえますか、利用を目指すという意味でございます。

○議長（佐藤 晶君） 高島議員。

○3番（高島讓二君） 将来的には、町長、機能を持たせるというのは、過渡的というか、つまりもう一つ言いますと、会社でいう支店的なものなのか、それとも、これは公民館を将来的にはつくりますよということの意味なのか、どちらでしょう。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 公民館として利用するということです。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） では、今までどおりの公民館がありましたよね。あの機能を全部春松小学校の施設に求めていくということなのですか。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ですから、最初にお伝えしたと思いますけれども、これは1校1園化の問題もありますから、そのこともしっかり理解をいただいた上で、もし空き施設として、もしではなく、私はするという話をしているのですけれども、空き施設になったときに、そこを羅臼町公民館としてしっかり利用していきたいということですから、再建というか、御質問の中では再建という言葉が使われていますけれども、新たに公民館を建てるということは、現在のところは全く考えておりませんし、その春松小学校が空き施設としてなるのであれば、そこに現在まであった公民館機能を残した中で、春松地区の活性化も一緒に目指していけるだろうというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） しつこいようですけれども、機能を持たせるということではなくて、公民館にしますよということなのですね。わかりました。

公民館は公民館として、私は新たに再建を考えるべきではないかというふうに思いま

す。公民館の役割、いわば社会教育の学校であり、まちの教養とか文化とか、その中心にならなければならないところでもありますので、生涯学習の場でもあります。そして、それはまちの中心部に私はあるべきだというふうに考えますので、どうかそれを将来にわたって、今現在はそうなのだと断言してはいますが、将来にわたって羅臼町がそういうふうな、経済的な余裕なのかどうかのかわかりませんが、有効利用なのか、ちょっとそれは私は判断できないのですけれども、そういうふうになるように望みたいというふうに思います。もう一度、町長、それはだめだったらだめだと。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この二つの質問に関して言いますと、やはり前段の1校1園化の問題、これと当然絡んでくる問題でもあります。ですから、こちらは反対です、例えばこちらは賛成ですというわけにはいかないわけで、ですから、一体として、その利用の仕方も今検討させていただいているというふうにとらえていただければいいと思います。当然ながら、1校1園化、この問題で御理解をいただけないということであれば、当然ながら今までどおりの形にしかならない。そうすると、では公民館をどうするのだというような声も上がってこようかというふうに思っております。

さまざまな観点からも、これは全く1校1園化とは関係ないところで聞いていただきたいのですけれども、さまざまな観点から考えて、今の羅臼町に新しく、今までであった公民館の、最低でもその機能を持った、施設を持ったものを建てる、新しく新築をするということについて、場所の問題、今、羅臼町の中心部という言い方をされましたけれども、どこをもって中心とするかという問題もありますけれども、中心部に求めることは、今のところ非常に不可能に近い、そういう場所がないという状況もあります。

それと、これは隠しておくような問題ではないので、はっきり言いますと、財政面の問題、当然あります。今、先ほども午前中の質問にもお答えしたと思っておりますけれども、公共施設の計画というものをしっかり持ちながら進めていきますという返答をさせていただいたのですけれども、その中でも、新たな公共施設を建設する予定は立てておりません。そういった中での公民館のあり方というのを、今現在、どういう方法が一番いいのかという中で出てきている案として一番有力なのが、今の春松小学校の利用ということをお答えさせていただいているということでもあります。これについては、今後、議論になっていくと思いますので、それはなるべく早い時期に、今こういう案がありますということをお伝えすべきだということ御返答させていただいております。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 1校1園化のほうが、もうきっちとスケジュールが決められているのですよね。令和4年4月1日の1校1園化に向けたスケジュールどおりに進めてまいりますというふうに、いわばコンクリートというか、フィックスのような感じですから、それがちょっと私は腑に落ちないなというふうに思うのですけれども、それは、例えば地元から反対されても、4月1日に向けてやるのだと、反対されてもやるということなので

すね。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 私は、先ほど町長も説明会に行けばいいのでないかという意見があったというのを目にしております。ただ、担当課として、担当の教育委員会として、町民の意見を吸い上げさせていただいております。多分、お持ちの資料の中には、決してそういう意見ばかりではなくて、反対意見ではない部分も載っているかというふうに思いますが。ですから、そういった人たちの意見も踏まえながら、こういった形がいいのか。

それともう一つ、考え方として、令和4年の4月1日という目標を立てて、そこに向かっていくということは、これは行政運営上、そういった目標を立てていかなければいけないということで、私の判断の中で、そこに焦点を絞っているわけでありまして。

ちょっと話が戻るようで申しわけございませんけれども、先ほど来、春松の学校がなくなるのが寂しいとか、名前がなくなるのがとか、いろいろ意見を読んでいただきましたけれども、少人数というところで言いますと、私たちの考えている学校教育のあり方というのは、多分、根本のところは高島議員と変わらないのだろうというふうに思っています。ただ、それが1校でやるのか2校でやるのかというところの議論だというふうに思っております。羅臼町としては、これが統合するに当たって、何年間はどうしてもぎりぎりのラインの生徒、40人、ぎりぎりのところのラインの教室ができるとすれば、そこは余りにも多いだろうなど。羅臼町独自のラインを引こうという検討を今させていただいております。そのために、羅臼町が充実した学校教育を全ての生徒に与えていけるように、その低くした、1学級何人でなければいけないというラインを設定した中で、それで足りないものについては、羅臼町が独自に補っていくというような考え方を持って、今進めております。ですから、40人にするのではなくて、35人で分けるだとか、20人、20人、20人、19人の学級を二つつくるとか、そういった中で、足りない先生の分は羅臼町がしっかり見ていく。それと、どんどんどんどん変わっていく英語教育の部分についても、新たに、足りなければ羅臼町がしっかりその辺を補っていける体制をつくったほうがいいだろうというふうに考えております。そのためには、1校になったほうが、非常にいろいろな面でやれる体制ができるということでありまして。これが2校であれば、当然ながら倍になっていく。それは行政側としてもいろいろ大変な部分もあるし、また、目の行き届かないところも出てくるであろうということ、さまざまなことを今加味しながら、そういった説明もさせていただいているという状況であります。この人数については、先日、8月26日の議会の説明会の中でも、羅臼町のラインというものを今考えていますという御報告をさせていただきました。そんな中で、できる限り多くの方々にこの考え方を御理解いただくべく、今後も説明をしていきますし、必要であれば、当然ながら私が出向いて行って町民に理解を求めるということはやぶさかでないかなというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 高島君。

○3番（高島讓二君） いずれにしても、1校1園化になって、人数がオーバーしたら2

クラスになる。その40人を超えなくても、羅臼町でそれを補っていくのだという、先生が、つまり2人体制にした場合には、40人に満たなければ、道とかから先生が派遣されてこないという問題もありますし、学校が減ることによって、交付金も減らされるというリスクもありますから、そういうことで考えていけば、金銭的な問題も当然出てくるのだろうというふうに思います。負担がかかるのは、やっぱりなくなる学校の地域の住民がどのように感じるか、それはちょっとなったばかりのときにはいろいろな問題が、文句があるかもしれないけれども、それを過ぎればいいやというような感じではなく、やっぱり丁寧に、地域の住民に対しての納得いく説明をやっぴりしていただきたいなと思います。それは要するに本当に地域の住民の親身になって応えていただきたいなというふうに、今、公民館から学校になりましたけれども、そういうことでお願いしたいなと思います。

これで私の質問は終わります。以上で終わります。

○議長（佐藤 晶君） これで、高島讓二君の質問を終わります。

ここで、1時55分まで休憩いたします。

1時55分から再開いたします。

午後1時40分 休憩

---

午後1時55分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

4番井上章二君にこれを許します。

井上君。

○4番（井上章二君） 大変恐縮なのですが、一般質問を座って質問したいと思っておりますので、議長、お許しを願いたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） はい、許します。

井上君。

○4番（井上章二君） 私は、通告に基づきまして、今定例会に6問の質問をいたします。

第1問として、議員のなり手不足と議員報酬についてであります。

町長として、若い議員のなり手不足解消のための方策と、現在の議員報酬について、妥当かどうかの御所見を伺いたいと思っております。

第2に、観光振興についてであります。

北海道の観光に対する道経済部観光局が、観光の取り組み、観光施策について、観光で稼ぐための手引書が示され、観光消費の拡大と地域経済への波及を目指し、データに基づき、観光施策をつくり上げる七つのステップ等が示されています。

その中に、国が推奨するエビデンスに基づく戦略の策定、観光消費による経済波及効果

の分析、データ分析、マーケティングといっても、何から始めようと迷っている地域は、DMOが求められているデータに基づくマーケティング戦略策定等、この手引書の現状を見つめ直し、戦略を策定していきましょうと道は提唱しています。

今年3月に、観光庁の地域連携DMOに登録されましたが、5月末、観光客誘致をめぐる方向性の違いなどの理由により、退会したことで、対象区域から外れるが、バス運行や旅行商品の企画開発は、対象区域にかかわらず継続するとなっておりますが、近隣の中標津町、別海町、斜里町は加入継続、近隣の町村とDMOとの関連について、整合性と、脱退についての経緯、その内容について説明を願うとともに、農林水産省と道は、漁業センサスを発表。道内自営業者の減少は、前回調査に比べ、5年で16%の減少を見ております。1943年、調査開始以来の最低を更新したと報告され、我がまちはさらなる観光に力を注ぐべきと思うが、どのように考えておられるのか。

第3、水道会計についてであります。

水道会計は黒字を維持し、健全な状態にあると申されますが、全国の高額水道料金の上位にあり、総括原価主義が採用され、水道事業は独立採算経営を基本としながらも、公共的な性格上、公費負担が認められております。しかし、一般会計より1億699万1,000円、平成29年度、助成されるとともに、留保資金6,729万475円が投入され、赤字にならぬよう経理されておりますが、町長が述べられている黒字健全状態の内容を明示願います。

次に、コンセッション方式を考えられているが、水道企業としてコンセッション方式を取り入れる考えはあるか。民間の資金やノウハウにより、公共施設の建設と調達を行うもので、民間資金の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律に基づいて活用できないか。水道の浄水施設は、平成7年、21億円をかけ建設されたが、近々に点検、整備をしなければなりません。今後、人口減少が進む中、整備、経営が苦しい状態に追い込まれる状況を町民に理解していただき、使用料の完納推進を図られたい。

4、災害時における庁舎内の安全が保たれているか。

5、非正規公務員の処遇改善についてであります。

来年4月の改正地方公務員法施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入され、自治体の判断で非正規公務員への手当などが可能になる新制度に対し、条例案を提出する前に、素案の検討はどのようにするのか、いつ検討するのか、しないのか、条例の提案時期は、導入される新制度では、手当の支給は可能となるものの、任期は最長5年、または更新による10年、短期雇用、6カ月から1年、再雇用も不安定な雇用状態は続き、昇給はなし、深刻な低賃金の改善につながるかも不透明。財政事情もあり、職員の多くは非正規職員に頼らざるを得ないが、社会保険、諸手当は支給することができるとなり、なぜ支給するとしないのか。12月定例議会に条例は提案されると思うが、短時間にて審議、可決と思われるが、条例を審議するには、ある程度審議時間を持ち、12月定例会前に審議はできないのか。条例策定後、速やかに募集前の規則を作成して、令和2年当初募集しなければ

ならない。規則の内容はどうか。

6、高校進学に当たり、性別記載について及び水道使用等ケアについてであります。

令和2年度より、高校進学に当たり、願書の性別の記載対応について、当町はどのように取りはからうのか、性別不記載に困ることはないか。

ロ、羅臼高校の水道貯蔵施設の中にネズミ5匹死亡していたが、9月2日より使用を再開されたが、生徒の中にはペットボトルを持参しているやに聞いています。心のケアがなされたのか。

ハ、地域連携特例校について。

地域連携特例校は、地理的に統廃合が困難な地元からの進学率が高い高校に導入され、協力校からの支援を受けるもので、協力校は中標津となるが、教師の派遣は受けず、理科や社会など、放課後講習を同時中継などでサポートされる方向で、羅臼町と中標津校との話し合いが具体化すると思いますが、生徒や父兄に説明と理解を受けるとともに、カリキュラム策定と、教師の超過勤務にならないのか。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 井上議員より6件の御質問をいただきました。

1件目は、議員のなり手と議員報酬についての御質問であります。

議会議員の報酬については、これまで数度にわたり、見直しを行ってきており、平成17年4月に行われた改定が現在の報酬額となっております。

また、定数についても、平成11年に16名、平成19年に10名と削減をしているところですが、いずれにおいても、議会における発議により見直しが行われているところであり、当該御質問に対して、町長という立場で意見を申し上げることは適切ではないと思われまますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

2件目は、観光振興についての御質問であります。

羅臼町が参画した一般社団法人東北海道自然美への道DMOは、十勝、釧路、根室、オホーツクを有する東北海道の交通ネットワークの確立を軸に、広域観光を推進しており、町としてもさらなる誘客と観光振興につながるものと期待を寄せております。

ことしに入って、当DMOから、知床羅臼町観光協会が退会を表明したとのお話がありましたが、町といたしましては、既に羅臼町をめぐるルートでDMOによるエクスプレスバスが運行されており、その影響や、今後の観光振興への懸念、根室管内にて参画している中標津町や別海町との関係性からも、会員としてとどまることを懇願してまいりました。DMO側では、実動部隊となる観光協会と一体でなければ町の参画は認められないとして、御指摘のとおり、現在に至ります。

今後、増加すると考えられている訪日外国人旅行者の地域誘致に関連しても、新たな企画開発、データ分析、マーケティングなどの観光戦略づくりが必要であり、町もDMOの機能や広域的観光連携の重要性は認識しており、これまでの考え方に変化はございません

ん。

このような状況であります。現在、当管内においては、羅臼町や知床羅臼町観光協会が加盟する根室観光連盟が精力的に広域観光の推進に取り組んでおります。今年度においては、北海道観光振興機構の補助事業採択を受け、根室中標津空港やレンタカー利用の促進を図る目的で、知床、根室地域の空港を拠点とした2次交通整備と、周遊促進事業を展開してまいります。

また、これに先立つ平成30年度、同補助金を活用しての地域連携協定に基づく広域観光推進事業を展開し、webサイトの作成、ロゴマーク及びキャッチコピーの制作、旅の観光コンテンツの映像や、情報収集、観光ルートの造成などを既に実施してきており、引き続き今年度は知床・根室ブランドの開発や活性のほか、webサイトやパンフレットの英語翻訳、夏素材映像の制作などを手掛けることとしております。このほか、航空会社へのトップセールスやプロモーション、国土交通省が行う訪日外国人旅行の促進活動となるビジットジャパン事業では、台湾人観光客をターゲットとした活動展開も行っております。

根室観光連盟のほかに、2020年度中に導入されます知床ナンバーを通して生まれた7町で構成する知床ナンバー協議会がございます。同協議会では、広域的な連携による観光振興と地域経済の活性化を目指して、地域全体で取り組みを行うこととしており、観光連携においても相互に相乗効果をもたらされるよう積極的に活用、推進してまいりたいと考えております。

3件目は、水道会計について2点の御質問であります。

1点目の、水道会計の健全状態の内容と、2点目の、コンセッション方式を考えられるかにつきましては、関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

水道事業の経営につきましては、地方公営企業法により、独立採算制をとっております。しかしながら、収益的収支予算及び資本的収支予算におきまして、過去の水道施設建設費の企業債の償還が経営を圧迫し、経営に伴う収入のみでは経営が困難な状況となっていることから、それぞれ一般会計より補助を受けて経営している現状であります。

このことから、経理上は赤字となっておりますが、独立採算とはなっていない状況であります。

今後、羅臼町水道事業経営戦略におきましても、人口減少は見込んでおり、また、老朽化した施設等の更新費用がかさみ、水道事業収益の悪化を招くことが考えられておりますが、企業債の償還が完了する令和9年度までには厳しい経営状況が予測されますので、水道使用料の未納対策や水道料金の改定等を行い、将来的には一般会計からの補助に頼らず、企業努力により独立採算となるよう努めてまいります。

また、コンセッション方式につきましては、水道法の改正により、官民連携の推進を図るため、導入されやすくなりました。民間企業が運営することにより、民間の技術力や事業経営の改善、民間の資金調達や運営権対価による財政負担の軽減等が期待されること

ではあります。

しかしながら、企業も利益を求めることとなるため、水道料金の大幅な値上げや、長期契約となることから、町全体の水道事業の運営ノウハウが継承されなくなり、民間企業に問題が起こった場合、迅速かつ適切な対応ができなくなるおそれなど、懸念事項も多く、また、民間企業の採算性も考慮いたしますと、人口の多い都市部では可能性はありますが、人口の少ない羅臼町では参入の可能性は低いと推測されます。とはいえ、安全な水を将来にわたり供給し続けるため、今後、各種制度等の調査及び検討をまいります。

4件目は、災害時における庁舎内の安全は保たれているのかという御質問であります。

昭和56年の建築基準法改正に伴う新耐震基準では、震度5程度の中規模の地震でほとんど損傷しないこと、また、震度6から7程度の大規模地震で倒壊、崩壊しないとの耐震性が求められておりますが、本役場庁舎は平成2年10月に竣工し、新耐震基準が設けられた昭和56年以降に建築したものであるため、その耐震性は満たしており、地震災害による安全性は保たれているところであります。また、各種災害時においても、拠点施設として安全性は保たれているものと考えております。

5件目は、非正規公務員の処遇改善についての御質問であります。

お尋ねの、非正規公務員の処遇改善につきましては、平成29年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するもので、令和2年4月に施行されます。

御質問にあります、本制度の素案の検討はどのようにするのか、いつするのか、また、条例の提案時期は、についてであります。現在のところ、最終的な素案は決定しておりませんが、管内3町とも情報交換、協議等を行いながら、新たな制度となる会計年度任用職員制度への移行に向け、その任用や諸手当を含めた給与水準等、国が示している導入マニュアルに沿った形で羅臼町として素案を策定してまいります。

また、条例の提案時期につきましては、12月の第4回定例会に上程をさせていただく予定でありますが、その前には議会にも本制度に対する町の考え方、素案についてお示しをさせていただきたいと考えております。

6件目は、羅臼高校について3点の御質問をいただきました。

1点目は、高校進学に当たり、令和2年度より願書の性別記載対応について、当町はどのように取り計らうのかの御質問です。

北海道羅臼高等学校は道立の高等学校であります。羅臼高校に問い合わせたところ、札幌市立の高等学校は性別を書かないという新聞報道がありましたが、道立高等学校の入試については未定であり、10月末開催の入試説明会までに北海道からその方針が示されるものと考えておりますとのことであります。

2点目は、水道水の受水槽でネズミ5匹の死骸が見つかった問題についての御質問です。

8月6日に受水槽からネズミの死骸が見つかり、水道水を飲まない状態が続いておりましたが、9月2日に、水道水を送る管と高校の屋上にある高架水槽に送る管を直結したことにより、水道水が飲用可能となっております。

夏休み明けから生徒にペットボトルの飲料水を配布し、手洗いはペーパータオルで拭いてアルコール消毒をすることを徹底し、役場からはウォーターサーバー4台を貸し出し、対応してきたところです。あわせて、生徒にはアンケート方式の健康調査の用紙を配布。体調不良などを訴える生徒用にスクールカウンセラーを2日間配置し、心のケアについて取り組みを行いました。しかし、水に関する相談はゼロ件であったと高校より報告を受けております。

3点目は、地域連携特例校についてであります。

北海道からの依頼で、羅臼町教育委員会が主催し、町民向けに地域連携特例校についての説明会を開催いたしました。その後、9月に発表された公立高校適正配置計画の中で、2020年度から地域連携特例校の導入について示されました。羅臼高校といたしましても、現在、在校生の保護者に対する説明会を検討しているとのことでもあります。また、来年度入学予定の保護者に対しましては、中学校の先生や一日体験入学の中で説明することと聞いております。あわせて、カリキュラム策定等に係る教師の超過勤務につきましても、北海道の働き方改革等で示された内容に沿って実行していくものと思われれます。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 1問目の議員についてであります。日本の地方議員は3万人。今回、NHKは2回目のアンケート調査を行い、その本音を伝えるキャンペーンを展開しています。年代や性別に関係なく、とにかく数多く見られたのは、町村議員の報酬は低い、若い子育て世代などは、出たくても、生活のことを考えると、子どもに十分な教育を受けさせる状況でなく、立候補できない、町村議員の報酬が余りにも低く、見合うような報酬が担保されないと、若手議員の進出は望めない、子どもを中学校にも出すのも難しい。田舎の自治体の議員報酬、20万円台が少な過ぎる、議員活動ゼロ円、議員発案の報酬アップを提案しづらい、有権者の雰囲気がある、少数の議員構成ほど多忙である、47都道府県の中で北海道の地方議員の報酬は最低のほうである、国は基準をつくって示すべきだという意見もありますが、地方議員になり手不足が深刻になる中、全国町村会議長会の有識者検討会は、報酬の低さがなり手不足の原因になっていると指摘、報酬の増額も考慮すべきだと報告書もまとめられています。無投票になった191町村議会の平均報酬は月額19万5,495円、選挙戦となった736の町村議会は21万7,446円、2万2,000円の差が出ています。我がまちの平成30年度の議員活動は、定例議会、委員会、視察、研修を含め、約85日、各種行事参加、約19日、その他、議員として出席は

15日、議案または質疑通告に対する調査等が7日から10日を費やすと思います。合計124日を要すると思います。役場職員の勤務日数はおよそ270日から280日です。役場職員の平均稼働数は275日として、議員活動日数は約45%であります。町長はこれらの状況を熟慮されると、我がまちの議員報酬は適正と思われるか、所見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この議員報酬のお話に関しては、これはあくまで議会のほうで議論をしていただいて、発議を通して決定していただいておりますので、ここで私がそれに対して何か意見を述べるという立場ではないということをお理解いただければなというふうに思っております。

ただ、きょうのように、高校生の人たちが傍聴に来ていただいて、少しでも行政の仕事ですとか議会のあり方、こういったことを見ていただいて、関心を持っていただくということについては、きょうは非常によかったかなというふうに感じているところであります。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 今、御答弁いただきましたのですけれども、実際に若い人になるのであれば、今の報酬では到底やっていけないと。出られないから、やはり議員会でも、そして町のほうでも、双方で協力しながら、若い人が参画できるように協力をお願いしたいと思います。

次に、観光振興についてであります。

北海道の観光に対する道の経済部観光局が、観光の取り組み、観光施策について、観光で稼ぐための手引書、こういうものなのですが、手引書が示されておりますが、観光消費の拡大と地域経済の波及を目指して、データに基づき、観光施策をつくられる七つのステップ等が示されております。北海道オリジナル観光施策構築のプロセス、根拠に基づく戦略の策定、それから、市町村単位で観光消費による経済波及効果の分析、データの分析、マーケティング。5月末、誘致の方向性の違いを理由に脱退、今後どのように進めていくのか、町長の観光に対する姿勢を再度示されたいと思います。これは、やはり先ほど説明がありましたが、やはり関連性があって、DMOとの関係、そこから抜けたということで、観光協会と、そして、近くの中標津、別海、斜里、これとのうまく整合性が心配されるものですから、再度お答えを願います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほどお答えさせていただいたのではありますけれども、DMOに関しましては、まちとしては続けていこうという姿勢の中でずっと対応してきたのでありますけれども、観光協会のほうの意見が合わないということで、脱会をするということ、足並みをそろえて羅臼町として取り組めなくなってしまったということがまず一つの原因であります。

ただ、私どもも、このDMOに参画をしながら、地域として観光をとらえていかなければいけないと、もう少し広域でとらえていかなければいけないという立場には変わりはありませんので、先日、このDMOの代表の方ともお話をさせていただきました。今後、羅臼町一体となって進めるときには、ぜひまたお仲間に入れていただきながら、情報交換をさせていただきたいというお願いもしているところでもありますので、何とか羅臼町の求める方向性を一致させた上で、今後の取り組みに生かしていきたいというふうに思っております。

それと、観光で稼ぐための七つのステップと申しますか、観光施策の問題であります。これについては、あくまで、やはりこれは行政主体でどんどん進めていくという方法もあるのでしょうか、実際には、羅臼町の中でこれから観光に携わって、そこで起業して、それで稼いでいきたいという人をやっぱりふやしていかなければいけないだろうというふうに思っています。ただ、その背中を後押しするという形では、行政も一生懸命頑張りたいですけれども、やはりそれをする、その人の意気込みですとか、そういったものが非常に大事になってきますので、よくあるのは、補助金があるときだけやって、その後、やめてしまうみたいなことにならないように、長くしっかりそれが事業としてつながっていくような計画を立てていく。これについては、過去にも羅臼町として取り組んできておりますし、羅臼町のみならず、例えば金融機関ですとか、そういった商工会も含めたいろいろな制度を、グループを組んで支援をしていくという形、そういったものもこれには必要だろうというふうに思いますので、何か観光に対して夢を持っている、できれば若い世代の人たちが手を挙げていただいて、羅臼町、またはそういった機関と一緒に組んでいっていただければありがたいなという思いであります。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 町長の考えはわかりましたのですが、やはり道の経済部、観光局、これが中心となって進めていく、こちらでは脱退したと。道の政策にこちらが乗らなければ、なかなかうまくやっていけないというふうなことになりますので、やはり政策を十分考えた中で、道と折り合いをつけていただいて、観光の振興を図っていただきたいと、かように思います。

次に、水道会計でございますが、当町の水道会計はキャッシュフロー会計経理であり、現在、水道料金は、総括原価主義が採用されておりますが、現実的には、合理的に算定されているとは言いがたいわけです。水道事業は独立採算経理を基本としながらも、公共的性格から、公費負担が法的に認められております。企業にはこれ以上言いにくいのですが、一般会計より水道会計のほうに助成されております。これは法律的に違法ではないのですが、一般会計より助成されているのですが、例えば留保金額1億7,428万1,475円、これが投入されて、赤字のほうに投入されております。そして、現状をつぶさに町民に伝えなければ、こういうふうにして補助をしているのだと、それと同時に、一般会計からも多くの金額が補助されておりますので、これらを考えたときに、水道会計にも毎年

大体200万円の滞納があります。現状、黒字だからというのではなくて、現状は赤字なのだ。しかし、法に基づいて何とか一般会計から補助していると。一般会計から補助すると、経営の本当に苦しくなることは事実なのです。一般会計を苦しめることとなりますので、水道会計そのものがお荷物になるというようなこととなります。適法の公営企業会計は、一般財源による補填を認めているわけですが、使用料の適正化のために、使用料条例の改正がなされなければ、これからはやっていけないというふうに思います。そして、そのほかに考えられるのは、コンセッション方式を考えるのだというふうになりますが、これらについて、先ほどする説明がありましたのですが、もう一度簡単に説明願います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 先ほど井上議員からお話がありました、一般会計のほうから繰り入れという形といいますか、入れる形の中で黒字に保っているというようなことだと思います。当然、そのとおりでありまして、ただ、独立採算制を敷いていて、その中でしっかり、そこで赤字にしていって運営するということはできないといいますか、非常に厳しい状況にあると。これについては、企業債の償還というのが非常に大きくなってきたかかってきております。お話にもありました、今の施設をつくるときに、約21億円のお金をかけてつくっているわけで、言うなれば借金ですよね。その償還がまだ令和9年まで、残りあと8年以上かかってしまうというような状況です。ただ、その間、何とか辛抱してこの水道事業を続けていったとしても、また施設の問題ですとか、老朽化の問題も出てきます。そんなときにまたお金が必要になるのだろうというふうに思いますけれども、何とか繰り入れの部分で少なく保った中で、一般会計の中からできる限り少ない繰り入れの中で運営していけるような努力はしっかり続けていきたいと思っておりますし、水道料の滞納というところの問題についてももしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、コンセッション方式については、やはり羅臼町では非常に厳しいと言わざるを得ないというふうに思っております。これが羅臼町で運営すると、今、約1億700万円くらいの繰り入れではありますけれども、それが企業がやればペイするののかというと、全くそれは逆なのだろうと、羅臼町の場合は。逆に町民への負担がどんどん膨らんでしまう。多分、それでなくても高いと言われている水道料金が、多分きつともっともっと高く設定をしなければ、民間としてやっていける状況にはないというふうに思いますので、今この方式を利用して民間企業を入れていくということについては、非常に厳しいし、また、入ってきていただける民間というのは乏しいだろうなというふうに考えております。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 水道の助成金関係は、人口5,001人までは、上水道の助成がなされるのです。5,000人を切った場合には簡易水道のほうに変わってしまいます。だから、人口の増減によって非常に不安定な状態に水道がなります。だから、その辺も考えて、これからも設備とか、それらについても十分考えて処理をしていただきたいと思います。

と、かように思います。

続きまして、災害時の庁舎内の安全についてですが、今考えてみますと、庁舎内の1階の道路側の廊下は、幅約1メートル90ぐらいあります。その片方に、約半分ぐらい、書籍や、ものや、発電機やその他が置かれております。そして、その置かれた反対側に消火器が置かれています。地震があつて、もし積んであるやつが倒れたら、あそこが通れなくなると思っています。それと、階段からおりていったところのごみ箱、それから、2階から地下に行くところの階段の下、これは人がようやくと通れるぐらいの幅しかなくて、ものが積まれています。これはやはりものを整理する物品庫が不足しているのだと思います。物品庫を整理して、あの廊下をきちっと使えるようにして、書庫のドアの前にもものが積まれています。書庫からものをとるには、荷物をとってとらなければいけない、現在の状況です。町長の言われる、絶対安全だと言うけれども、あそこは災害のときには通れなくなる可能性が十分あります。過去の災害のことを見ましても、廊下にもものを置かないことというのは原則、鉄則になっているのですが、その辺を十分今後考えられまして、物品庫を早急につくられて、ものを収容する場所をつくっていただきたい、かように思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今、指摘された場所につきましては、この後、確認させていただきまして、何よりもやっぱり安全を確保しなければならないということが第一でありますので、場所を確認した後、対応について検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今、副町長のほうからお答えをさせていただきました。

また、物品庫について、足りないのではないかと御指摘もございました。これにつきましては、職員ともしっかり相談をした上で、どのような対応ができるのか、実際にどのようなかということも含めて、そういった対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 5番目の、高校に対することですが、先ほど、対策上、非常によくなっているのだと、子どもたちも非常に安心して水も飲めるようになっているということで、安心しました。

ただ、学校が、先ほど言ったように、中標津からの講習を受けるようになれば、学校でカリキュラムをつくる時に、非常に困るのではないかと。先生方が、そこを打ち合わせをしなければいけないし、そういうような面で、学校独自に、町長は羅臼町には英語を話せるように、英語に力を注ぎたいと、町長の方針としては考えておられます。そういうふうなことを考えると、やはりその辺をどのような形でやっていくのか教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 多分、地域連携特例校についての御懸念もあろうかというふうに思います。これにつきましては、北海道の教育委員会のほうからの適正配置の中で決まっております。これが多分、中標津高校ということになっていくのかというふうに思いますけれども、そこからの支援をとといいますか、ネット上でつなぎながら、しっかりそういった勉強がおろそかにならない、授業がマイナスにならないという形をしっかりとっていくということで聞いております。そういった中で、もしかすれば、よりもうちょっと高度などいいますか、そういった授業を受けていける場面もあるのかなというふうに思っております。全てマイナスでとらえるのではなくて、せつかくそういったところとのつながりができたことで、羅臼の高校の子どもたちにもいろいろな場面でそういった少し違う学校の風習、校風だとか、授業だとかというものを受けられるチャンスでもあろうというふうに考えておりますので、なるべくそれがプラスに働くように、羅臼町としても、道教委、北海道教育委員会、また、羅臼高校のほうにしっかりとコミュニケーションをとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

あとは教育長のほうから。

○議長（佐藤 晶君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 井上議員の質問なのですけれども、地域連携特例校については、中標津高校が協力校という形になります。ただし、60キロメートル以上離れている協力校は、中標津高校からの教員の派遣はないと伺っております。ですから、どのような形で、この地域連携特例校と協力校の関係はどんなふうになっていくかというのは、先般、ことしの初めですけれども、道教委のほうに伺ったところ、どんなような形になるかといいますと、遠隔授業という形、遠隔システムというものを使って、協力校の先生方と羅臼高校の先生方が協力して、授業の効率化を進めるとか、あとは、子どもたち同士が、中標津高校の子どもたちはもとより、全道に遠隔授業を取り入れている地域連携特例校の仲間がおりますので、多分、その高校の子どもたち同士がお互いに放課後など通じて、生徒会活動とかいろいろな面、それから、補習授業とか、まだ具体的にはよくわからないのですけれども、そういう方法で、どんどん子どもたちにとっては大変夢のある授業になるのではないかなと考えているということを説明を受けております。この後、羅臼高校のほうから詳しい説明が、来年の入試者、それから、現在の子どもたちにも説明会があると思われま。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 井上君。

○4番（井上章二君） 本当にこの土地は、英語の勉強ということは非常に難しいので、町長の言う英語の教育、これはカリキュラムに入れていただくような形、または時間外だとか、何かの形で生徒にカンパセーションのことについて教えていただきたいと。例えば、町長も習得したと思うのですが、Naive という言葉、これは日本語で繊細というふうに私たちは習ったし、また、そういうふうなことを言ったと思います。今、アメリカで

は、Naive というと、幼稚な、という言葉になってしまうのですよ。日本語も短くなったり長くなったりしているのと同じく、英語もだんだん変わっていつていると。例えば、私、元気です、I'm Fine と言って答えたつもりが、英語ではそう言っているのですけれども、申し出を断るときに使うもの。私は結構ですというふうな、I'm Fine と言ったら元気なのに、断ることと米国では使っているのですよ。だから、こういうふうに進化していきますので、英語も私たちと違ってどんどんどんどん、日本語も進化します。だから、高等学校、中学校でもその辺を十分考えて指導方法を考えていただくようお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 前にも英語教育の充実をさせていかなければいけないというお話はさせていただいたと思います。そんな中で、先ほどの高島議員にお答えしたことにもかかわってくるのだというふうに思いますけれども、いろいろ適正配置、それから、羅臼町の学校教育はどうあるべきかということもしっかり考えていかなければいけない時期に差しかかっている、もう既に差しかかっていると思っております。そんな中で、全てを網羅して、全て都会とか中央とか言われるところと同じように全てをやるということは非常に難しいですけれども、やっぱりここに住んでいる子どもたちに何か一つ自信を持ってこのまちから飛び出していける、そんなようなものを一つ与えてあげたいという思いであります。そのときに、一番やはりこの地域でできるのは、語学力を身につける、そういったことで、その子どもたちの活動範囲ですとか、考え方の範囲ですとか、行動範囲が非常に広がっていくだろうというふうに思っておりますので、それはそういった機会を羅臼町がしっかり持って、それを子どもたちに与えていくというふうに思っておりますので、そういうふうな取り組みをしっかりと今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、一般質問を終わります。

---

◎日程第6 議案第48号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書では50ページでございます。

議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

これまで羅臼町教育長を務めていただきました山崎守氏が、令和元年9月30日をもっ

て任期満了となるため、新たに候補者を定めたものであります。

氏名につきましては、和田宏一氏。

住所につきましては、札幌市西区西町北5丁目6番3-102号でございます。

生年月日、昭和44年3月11日生まれ、50歳であります。

任期につきましては、令和元年10月1日から令和4年9月30日まででございます。

和田宏一氏につきましては、平成3年に札幌学院大学法学部を卒業後、羽幌町立天売小学校に勤務をされ、その後、道教育局の企画総務部、生涯学習部、総務政策局主幹、また、北海道議会事務局としての経験もございます。この間には、網走、桧山、宗谷などの教育局にも勤務され、地方の教育行政経験もあり、現在は教職員局参事として活躍されております。

識見、見識とも適任でありますので、議員の皆様のご満堂の賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

◎日程第7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 51ページでございます。

議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

これまで教育委員を務めていただきました萬屋志都子氏が、令和元年9月30日をもっ

て任期満了となるため、引き続き候補者として定めたものであります。

氏名につきましては、萬屋志都子氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町本町71番地の17。

生年月日、昭和33年10月20日生まれであります。

任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日まででございます。

萬屋志都子氏につきましては、これまで羅臼町の数々の委員をお引き受けいただき、町の発展に寄与していただいております。また、現在は、民生委員、主任児童委員も務めていただいております。平成18年から長きにわたり、羅臼町教育委員を務められており、現在に至っております。

識見、見識とも適任でありますので、議員の皆様の御賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

## ◎日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 52ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては、渡辺憲爾氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町本町43番地。

生年月日、昭和28年3月5日生まれの66歳であります。

任期につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日まででございます。

渡辺憲爾氏につきましては、昭和46年に羅臼町役場に勤務され、これまで羅臼町職員として数々の部署を経験し、平成25年に退職され、その後もスポーツクラブらいずや社会福祉法人などで勤務されております。

識見、見識とも適任でありますので、議員の皆様の満堂の賛同を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 諮問第1号人権擁護委員の候補の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定いたしました。

ここで、3時15分まで休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第9 報告第4号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第4号専決処分した事件の承認について、また、この後、予定しております報告第2号と第8号、議案第43号、また、議案第37号から議案第42号及び議案第44号から議案第47号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和元年7月22日でございます。

3ページをお願いします。

令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,037万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金591万円を追加し、911万3,000円。

国民健康保険診療所事業特別会計繰出金の財源を前年度繰越金に求めるものであります。

歳入合計591万円を追加し、45億3,037万3,000円となるものでございます。

5ページをお願いします。

歳出でございます。

4款衛生費591万円を追加し、7億2,859万円。

1項保健衛生費591万円を追加し、3億1,955万8,000円。

去る5月20日に発生しました知床らうす国保診療所温泉配管漏水事故にかかわる緊急修繕工事の財源として、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

歳出合計591万円を追加し、45億3,037万3,000円。

以上、専決処分させていただきました。

なお、事項別明細書を別紙資料として配付させていただいておりますので、御参照願います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第10 報告第5号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 報告第5号専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の6ページをお願いいたします。

報告第5号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

7ページをお願いします。

専決処分書。

令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和元年7月22日でございます。

8ページをお願いします。

令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,867万4,000円とする。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

9ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、本年5月20日に発生した知床らうす国保診療所内の温泉配管漏水事故によりまして、診療所の運営上、早急に対応しなければならない修繕工

事が発生したものであります。

外部温泉本管から診療所内に温泉水を引き込む際、温泉配管に亀裂が生じ、地下1階の天井部分にあるピット内から温泉水が流れ出し、地下1階全域にひざの高さまで熱湯がたまったものでございます。

地下1階ホールにはパソコンサーバーなどの機械室、エレベーターホール、書庫などが所在しておりまして、各部、緊急修繕を実施しております。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金591万円を追加し、1億9,865万5,000円。

歳出の財源として求めたものでございますが、診療所施設につきましても、公共施設災害保険に加入しておりますので、現在、保険請求はしておりますが、事故の内容が大変珍しいケースで、いまだ保険対象となるか協議中だということでもありますので、全額を一般会計からの繰入金に求めております。

歳入合計は591万円を追加し、1億9,867万4,000円であります。

10ページで、歳出です。

1款総務費1項総務管理費に591万円を追加し、1億4,905万4,000円。

緊急修繕工事に要した経費でございます。

修繕内容は、配管漏水調査緊急対応、各被害設備の復旧作業費として248万1,320円、温泉管の破損部修繕費として116万6,400円、残被害設備復旧作業費として66万9,600円、温泉管再発防止対策費として97万2,000円、エレベーター冠水復旧作業費として40万5,000円、コンピュータ設備スポット修理費として20万8,656円の6件であります。

歳出合計は591万円を追加し、1億9,867万4,000円となるものでございます。

以上でございますが、この補正予算につきましては、9月6日開催の令和元年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり御了承をいただいておりますことを御報告申し上げます。

また、別冊資料の7ページから12ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほど御一読ください。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

◎日程第11 報告第8号 継続費精算報告書について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 報告第8号継続費精算報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の15ページをお願いいたします。

報告第8号継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

16ページをお願いいたします。

継続費精算報告書（一般会計）。

3件の事業であります。

1件目は、8款教育費1項教育総務費、事業名は教職員住宅建築事業であります。

なお、事業ごとに各年度の実績欄のみ申し述べさせていただきます。

平成28年度支出済額181万4,400円、地方債90万円、一般財源91万4,400円。

平成29年度支出済額3,391万2,000円、国・道支出金1,778万6,000円、地方債1,150万円、一般財源462万6,000円。

平成30年度支出済額1,068万1,200円、国・道支出金314万9,000円、その他753万2,200円、これは文教施設整備基金であります。

合計支出済額4,640万7,600円、国・道支出金2,093万5,000円、地方債1,240万円、その他753万2,200円、一般財源554万400円であります。

2件目は、同じく8款教育費3項中学校費、事業名は知床未来中学校建設事業であります。

平成28年度支出済額2億1,401万円、国・道支出金7,911万円、地方債1億3,490万円。

平成29年度支出済額16億8,659万5,246円、国・道支出金5億2,574万9,000円、地方債10億6,490万円、その他9,403万6,941円、一般財源190万9,305円。その他の内訳は、文教施設整備基金及び知床羅臼まちづくり基金で

ございます。

平成30年度支出済額1億6,522万9,200円、国・道支出金4,466万円、地方債6,530万円、その他5,326万9,200円、一般財源200万円。その他の内訳につきましては、文教施設整備基金及び過疎地域自立促進特別事業基金でございます。

合計の支出済額20億6,583万4,446円、国・道支出金6億4,951万9,000円、地方債12億6,510万円、その他1億4,730万6,141円、一般財源390万9,305円でございます。

3件目も同じく8款教育費3項中学校費で、事業名は知床未来中学校外構事業でございます。

平成28年度支出済額766万8,000円、その他766万8,000円、これは文教施設整備基金でございます。

平成29年度支出済額1億3,502万1,600円、国・道支出金5,420万円、地方債360万円、その他7,714万9,600円、一般財源7万2,000円でございます。その他は同じく文教施設整備基金でございます。

平成30年度の支出済額2億9,657万6,400円、地方債2億1,410万円、その他2,005万6,800円、一般財源6,241万9,600円、その他は同じく文教施設整備基金でございます。

合計の支出済額4億3,926万6,000円、国・道支出金5,420万円、地方債2億1,770万円、その他1億487万4,400円、一般財源6,249万1,600円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第8号採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号継続費精算報告書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第11 報告第8号継続費精算報告書については、承認することに決定いたしました。

---

◎日程第12 議案第43号 羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第43号羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） 議案の33ページをお願いします。

議案第43号羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

34ページをお願いいたします。

羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

本条例については、施設の管理運営を公共的団体へ委託することを前提として制定されておりましたが、本年11月1日より羅臼町が管理運営を行うこととなったことから、所要の改定を行うものでございます。

羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「コミュニティセンターは、」の次に「羅臼町が」を加え、同条第2項中「公共的団体（以下「管理者」という。）に」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改める。

第5条及び第6条中「管理者」を「町長」に改める。

第7条第1項中「管理者」を「町長」に改め、同条第2項中「及び管理者」を削る。

第9条第2号中「管理者」を「町長」に改める。

第10条第2号中「管理者」を「受託者」に改める。

第11条ただし書中「管理者」を「町長」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和元年11月1日から適用するものであります。

なお、参考資料の4ページに改正の概要、5ページから6ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第43号羅臼町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第37号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第37号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案17ページをお願いいたします。

議案第37号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,406万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,444万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

18ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

12款使用料及び手数料3万6,000万円を追加し、1億1,315万6,000円。

1項使用料3万6,000万円を追加し、8,485万2,000円。

内容につきましては、羅臼漁業協同組合が管理しておりましたコミュニティセンターをまちで直接管理することになったことに伴い、施設使用料を追加するものでございます。

13款国庫支出金1,193万8,000円を追加し、2億1,613万8,000円。

1項国庫負担金262万7,000円を追加し、1億3,415万2,000円。

2項国庫補助金931万1,000円を追加し、7,975万8,000円。

内容につきましては、国庫負担金の262万7,000円は、幼児保育無償化に伴うシステム改修費に要する国からの負担金で、全額措置されるものでございます。

国庫補助金の931万1,000円につきましては、プレミアム商品券発行事業に要する経費が732万4,000円、障がい者自立支援給付支援等システム改修に要する国か

らの補助金で85万2,000円、国立公園等資源整備事業費補助金として、外国人誘導看板設置工事に要する国からの補助金が2分の1の113万5,000円が措置されるものでございます。

16款1項寄附金100万8,000円を追加し、5億100万9,000円。

これにつきましては、2件の善意の寄附があったものでございます。

18款1項繰越金2,716万6,000円を追加し、3,627万9,000円。

歳出財源調整のため、その財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

19款諸収入392万1,000円を追加し、4,189万7,000円。

3項雑入392万1,000円を追加し、4,144万1,000円。

平成30年度の障がい者医療費道負担金交付額の確定に伴う追加交付金として32万5,000円、南知床4町地域雇用創造地域協議会運営費負担金に対して、国からの委託金としての返還見込額が356万9,000円となっております。

歳入合計は、4,406万9,000円を追加し、45億7,444万2,000円となるものでございます。

歳出でございます。

2款総務費553万4,000円を追加し、12億1,478万6,000円。

1項総務管理費553万4,000円を追加し、11億6,786万円。

内容につきましては、北海道町村会海外行政視察に参加する国内移動旅費及び負担金として43万7,000円、消火栓故障に伴う修繕費の消防事務組合負担金183万7,000円、善意の寄附金が2件あり、積立金として財政調整基金積立金へ100万円、体育文化振興基金積立金に8,000円であります。また、コミュニティセンターの椅子、机等の備品整備や維持管理費で337万4,000円、町内循環バス業務委託料の消費税増税分として32万4,000円、地域振興の観点から、JR北海道に対する市町村負担金で3万円、森繁久彌氏没後10周年記念事業として5万円、これは知床をPRするために交流を続けております世田谷区千歳船橋駅の発着メロディに知床旅情を流すための経費でございます。住基ネット機器更新に伴う事業の確定により152万6,000円減額でございます。

3款民生費1,120万5,000円を追加し、5億445万4,000円。

1項社会福祉費857万8,000円を追加し、4億1,442万6,000円。

内容につきましては、消費税引き上げによる低所得者とゼロから2歳児の子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券発行事業で732万4,000円と、障がい者自立支援給付費システム改修による負担金が104万5,000円、障がい者自立支援給付費道負担金精算金として20万9,000円となっております。

2項児童福祉費262万7,000円を追加し、8,995万9,000円。

これにつきましては、幼児教育無償化におけるシステム改修費でございます。

4款衛生費700万円を追加し、7億3,559万円。

1項保健衛生費700万円を追加し、3億2,655万8,000円。

この内容につきましては、墓地区画返還が2件あり、80万円と、知床らうす国保診療所の温泉配管漏水事故による緊急修繕工事後の再発防止対策及び施設修繕費として繰出金が620万円でございます。

5款農林水産業費29万円を追加し、5,834万7,000円。

3項水産業費29万円を追加し、3,973万2,000円。

これにつきましては、羅臼町蓄養計画策定に向け、有識者や関係機関による調査などに要する事業費でございます。

6款1項商工費1,321万8,000円を追加し、1億3万5,000円。

この内容につきましては、管内4町の広域連携事業として進めております地域雇用の活性化事業として、雇用創出に向けた各種事業を実施する国の受託事業が371万2,000円、国立公園集団施設地区整備事業として、公園内の看板整備費が260万6,000円、道の駅駐車場整備に伴う調査費として690万円でございます。

8款教育費172万8,000円を追加し、4億3,198万8,000円。

1項教育総務費172万8,000円を追加し、4,143万5,000円。

これにつきましては、小学校のパソコン更新が132万1,000円と、教員住宅修繕の経費が40万7,000円でございます。

10款1項職員費509万4,000円を追加し、8億282万9,000円。

これにつきましては、退職手当組合の事前納付金の精算分でございます。

歳出合計4,406万9,000円を追加し、45億7,444万2,000円となるものでございます。

20ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正。

追加でございます。

事項につきましては、羅臼小学校・春松小学校パソコン等整備費でございます。

期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間で、限度額は7,788万9,000円でございます。

本事業につきましては、羅臼小学校及び春松小学校で現在使用しておりますパソコン等の更新が必要となることから、リース期間満了までの5年間、継続事業として債務負担行為の議決をお願いをするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第37号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第38号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第38号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の21ページをお願いします。

議案第38号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ662万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,270万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

22ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

6款繰入金に27万6,000円を追加し、6,103万円。

2項基金繰入金に27万6,000円を追加し、27万6,000円。

国保保健事業業務端末更新の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

続きまして、7款1項繰越金に635万1,000円を追加し、635万2,000円。

内容につきましては、前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計、補正前の金額10億4,607万4,000円に、補正額662万7,000円を追加し、補正後の金額は10億5,270万1,000円とするものでございます。

23ページをお願いいたします。

続いて歳出です。

1款総務費に662万7,000円を追加するものでございます。

国保保健事業の業務端末更新に伴う備品購入費に27万6,000円。

前年度繰越金を財政調整基金へ積み立てるため、635万1,000円を追加するものでございます。

歳出合計、10億4,607万4,000円に、補正額662万7,000円を追加し、補正後の金額は10億5,207万1,000円となるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る9月6日開催の令和元年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものがありますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料34から39ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第38号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第39号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第39号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第39号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算でございます。

令和元年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ711万1,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ4億7,599万5,000円とする。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

25ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7款繰入金84万7,000円を追加し、9,375万2,000円。

2項基金繰入金84万7,000円を追加し、1,162万6,000円。

歳出の交付金返還金の財源として、介護給付費準備基金繰入金に求めたものでございます。これによりまして、基金の残高は4,834万5,414円となります。

8款1項繰越金626万4,000円を追加し、626万5,000円。

平成30年度からの繰越金でございます。

歳入合計は、711万1,000円を追加し、4億7,599万5,000円でございます。

26ページで、歳出です。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金711万1,000円を追加し、721万2,000円。

平成30年度の事業の確定によりまして、介護給付費負担金及び交付金に返還金が生じたものでございます。

歳出合計は、711万1,000円を追加し、4億7,599万5,000円でございます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の40ページから45ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第39号令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第40号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業  
特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 議案第40号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の27ページをお願いいたします。

議案第40号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

令和元年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億487万4,000円とする。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

28ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、令和元年5月20日に発生した温泉配管漏水事故によりまして、専決処分により緊急修繕工事を実施いたしました。緊急対応した結果、配管などの再発防止対策及びエレベーター設備部品の交換並びにコンピュータサーバーの取りかえが必要となったものであります。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正で、歳入です。

2款繰入金1項他会計繰越金620万円を追加し、2億485万5,000円。

歳出の財源として見込んだものでございますが、先ほどの専決処分補正と同様に、今のところ保険対象となる決定がされておられませんので、全額を一般会計からの繰入金に求めております。

歳入合計は、620万円を追加し、2億487万4,000円でございます。

29ページで、歳出です。

1款総務費1項総務管理費620万円を追加し、1億5,525万4,000円。

温水配管漏水事故による修繕料と備品購入費でございます。

修繕料の内容は、床下ピット内の漏水時の対策として、床下給水給湯配水管断熱工事84万7,000円、地下非常用配水管漏水センサー取り付け費51万7,000円、エレベーターの部品交換費として176万円でございます。備品購入につきましては、医療備品として、データサーバー1機の購入費307万6,000円でございます。

歳出合計は、620万円を追加して、2億487万4,000円となるものでございま

す。

以上でございますが、この補正予算につきましては、9月6日開催の令和元年第3回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして、原案のとおり御了承をいただいていることを御報告申し上げます。

また、別冊資料の46ページから51ページに事項別明細書を記載しておりますので、後ほど御一読ください。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第40号令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第41号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 議案第41号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の30ページをお願いいたします。

議案第41号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正につきましては、麻布町及び知昭町の消火栓修理を根室北部消防事務組合から受託工事により実施する費用でございます。

第1条は、総則でございます。

令和元年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和元年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益第1項営業収益を183万7,000円増額し、1億6,980万

7,000円とするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用を同じく183万7,000円増額し、1億7,487万6,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第41号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第42号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第42号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（松崎博幸君） 議案の31ページをお願いします。

議案第42号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

32ページをお願いします。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例。

改正理由であります。

今回の改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が本年4月17日に公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるように、類似の閣議決定を踏まえ行われたものであり、婚姻等により氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を住民票等に併記し、公証することができるようになりましたことから、当町においても旧氏の印を印

鑑登録できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

羅臼町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「若しくは通称」を「、旧姓」に改め、「第292号」の次に「。以下「令」という。」を加え、「26第1項」を「13」に改め、「する」の次に「旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「通称をいう。以下同じ。）」を「若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」に改め、「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録」を「記載」に改める。

第9条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載をもって調製する住民票にあつては、記録。」を加え、「が記録」を「の記載が」に改め、「氏名及び」の次に「当該」を加える。

第16条第5号中「、」を「（氏に変更があった場合にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和元年11月5日から適用するものがあります。

なお、参考資料の1ページに改正の概要、2ページから3ページにかけて新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第42号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第44号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の35ページをお願いします。

議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

36ページをお願いします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料7ページ、資料5、本条例の概要にて説明させていただきますので、特段の御配慮をお願いいたします。

改正理由でございますが、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に伴う基準省令が改正されたことに伴い、町で規定している条例の見直しを行うものでございます。

改正の趣旨でございます。

一つ目に、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。

無償化に伴う食材料費を1号認定子どもと2号認定子どもに求められるようになります。また、年収が360万円未満相当の世帯及び第3子以降の副食費については、その支払いを免除するとしております。

二つ目は、用語の整理、読みかえ規定、その他所要の改正でございます。

今般の無償化に伴い、教育・保育給付認定とは別に、施設等利用給付認定の事務を生じることから、支給認定を教育・保育給付認定といった用語の変更や読みかえ規定が必要になることによるものでございます。

続きまして、改正内容です。

なお、先ほど御説明いたしました法改正に伴う用語の変更以外の説明とさせていただきます。

第2条定義、第1項では、基準省令に伴う名称の変更で、特定子ども・子育て支援施設等を追加しております。

第8条受給資格等の確認、第1項で、必要に応じて確認する支給認定証は、子ども・子育て支援法施行規則の第7条2項を根拠にする通知を限定していると明確にしております。

第13条利用者負担額等の受領、第1項では、今般の満3歳以上の子どもの保育料の無償化に伴い、保育料を支払う保護者の範囲を満3歳未満の保護者に限るとしております。

8ページをお願いします。

第4項第3号で、食事の提供に要する費用の取り扱いについて、原則実費徴収としていくところですが、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもの副食費について免除するとしております。

第14条施設型給付費の額に係る通知等では、地域の事情による生じる特別利用保育・教育を提供する場合の基準の読みかえを、第35条、第36条において定めるとしております。

第35条特別利用保育の基準第3項及び第36条特別利用教育の基準第3項については、先ほど説明いたしました第13条及び第14条で定められた内容の読みかえを規定し、特別利用を受ける者も同じ基準で、食費の多子軽減を受けられるとしております。

第43条利用者負担額等の受領、第1項、第2項では、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育で提供する場合の基準の読みかえを、第51条及び第52条で定めるとしております。

第50条準用、第1項では、特定地域型保育事業を特定地域型保育事業者、特定地域型事業所及び特定地域型保育に改めております。

また、本条の読みかえでは、特定地域型保育事業の基準を準用することから、教育・保育認定子どもを同事業の対象である3号認定子どもの意味に変更するものです。実質的な内容変更は伴いませんが、読みかえによる対応の号を明確にする改正となっております。

第51条特別利用地域型保育の基準第3項及び第52条特定利用地域型保育の基準第3項では、1号認定子ども及び2号認定子どもの地域型保育利用を提供する場合の基準を適用する読みかえを規定しております。

9ページをお願いいたします。

附則第2条特定保育所に関する特例では、第13条の変更に伴う読みかえ規定であり、利用者負担等の整理をしております。

附則第3条施設型給付費等に関する経過措置ですが、1号認定子どもに係る施設型給付費の経過措置の対応が、今般の無償化による根拠規定の読みかえが不要となったものから削除するものでございます。

施行期日ですが、本条例は、令和元年10月1日から施行するものとしております。

以上ですが、参考資料10ページから、資料6に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第44号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第45号 羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 議案第45号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の45ページをお願いいたします。

議案第45号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いいたします。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨ですが、放課後児童健全育成事業を行う者は、事業単位ごとに放課後児童支援員を2名以上置くこととされており、支援員は保育士の資格を有する者など、省令に定める者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと定めておりました。

しかし、研修需要に適切に対応するため、政令都市でも資格研修が実施できるよう、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、今年度から指定都市も研修を実施できるとしたことから、基準を定める条例の見直しを行うものです。

続きまして、改正条文でございます。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、参考資料43ページ、資料7に本条例の概要、続きます参考資料44ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第20 議案第45号羅臼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第46号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 議案第46号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の47ページをお願いします。

議案第46号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

48ページをお願いします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料 4 5 ページ、資料 9、本条例の概要にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

改正理由ですが、児童福祉法では、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を定めることとしており、基準省令が改正されたことに伴い、町で規定している条例内の見直しを行うものでございます。

なお、現在、羅臼町内には該当する家庭的保育事業所はございません。

4 6 ページをお願いいたします。

改正内容でございます。

第 6 条保育所等との連携、第 4 項、第 5 項で、連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合は、その確保を不要とし、また、満 3 歳以上の児童を受け入れる場合、町長が適当と認める場合は、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするとしております。

第 4 5 条連携施設の特例で、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、町長が適当と認める場合は、卒園後の受け皿としての連携施設を不要としております。

附則の第 2 条食事の提供の経過措置について、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している場合は、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、経過措置を 1 0 年間に延長するとしております。

附則の第 3 条連携施設に関する経過措置について、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができると町長が認めた場合、連携施設を確保しないことができる経過措置を 5 年間延長するとしております。

また、附則として、施行期日ですが、本条例は、公布の日から施行するとしております。

以上でございますが、参考資料 4 7 ページ、資料 1 0 に本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 6 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 4 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第46号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第47号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第22 議案第47号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 議案の49ページをお願いいたします。

議案第47号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別紙、羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更で御説明いたしますので、別紙の1ページをお開き願います。

今回の変更につきましては、今後新たに活用を予定しております本町地区の集客力向上と地域商店街の振興及び活性化を目的とした知床らうす交流センター周辺の駐車場整備等に伴い、商店街共同施設整備事業として計画内容を追加するものです。

新旧対照表の右側に変更前、左側に変更後、追加する箇所を赤字で記載しております。

区分につきましては、産業の振興で、商工の振興の主要な施策に、商店街振興のために必要な共同利用施設の整備を追加いたします。

2ページをお願いいたします。

計画の事業名に（7）商業、共同利用施設を、事業内容に、商店街共同利用施設整備事業を、事業主体に町をそれぞれ追加するものであります。

なお、3ページにつきましては、事業追加に伴い、計画表の繰り下げによる本文の整理でありまして、内容の変更はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第22 議案47号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第23 認定第1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第24 認定第2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第25 認定第3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第26 認定第4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第27 認定第5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第28 認定第6号 平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第29 報告第6号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
  - ◎日程第30 報告第7号 平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 認定第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第28 認定第6号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第29 報告第6号平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第30 報告第7号平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単に説明をいただきます。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました認定第1号から認定第6号及び報告第6号、報告第7号につきましては、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

参考資料11の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

参考資料57ページ、58ページをお願いいたします。

総括表の上段網かけは前年度の決算数値でありまして、下段が平成30年度の決算数値となっております。

説明につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

認定第1号一般会計でございます。

収入済額48億8,994万5,547円、不納欠損額772万9,424円は、主に町税の不納欠損でございます。収入未済額1億1,419万4,433円は、町税及び税外収入等の未納分でございます。支出済額は48億474万3,454円で、歳入歳出差引残額は8,520万2,093円。

認定第2号国民健康保険事業特別会計。

収入済額10億6,653万5,415円、不納欠損額336万3,411円は、国民健康保険税の不納欠損でございます。収入未済額9,755万8,448円は、国民健康保険税の未納分でございます。支出済額は10億6,018万3,713円で、歳入歳出差引残額は635万1,702円。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億6,548万7,034円、不納欠損額118万8,688円は、介護保険料の不納欠損でございます。収入未済額1,138万9,234円は、介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億5,922万2,108円で、歳入歳出差引残額は626万4,926円。

次に、認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額6,741万8,596円、不納欠損額6万3,000円は、後期高齢者医療保険料の不納欠損でございます。収入未済額67万9,100円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は6,684万4,986円で、歳入歳出差引残額は57万3,610円。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億343万6,050円、収入未済額9万3,208円、これは診療費の未納分でございます。支出済額は2億217万4,130円で、歳入歳出差引残額は126万1,920円。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので、省略させていただきます。

なお、全会計、黒字決算となっております。

続きまして、59ページ、60ページをお願いいたします。

認定第6号水道事業特別会計でございます。

収益的収入及び支出の収入の決算額は1億9,197万6,712円、支出の決算額は1億8,557万5,310円で、差引過不足額は640万1,402円でございます。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は5,688万円、支出の決算額は1億3,0

54万6,452円で、差引過不足額は7,366万452円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、議案の11ページにお戻りいただきたいと思えます。

報告第6号平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

12ページをお願いいたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成30年度決算において、羅臼町の全会計が黒字決算でありますので、早期健全化基準及び財政再生基準には該当しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3カ年における平均比率となっており、前年度の8.3%に対しまして今年度は7.7%で、羅臼小学校の改築事業の一部や、役場庁舎の建設事業等の償還が終了したことにより、対前年度比0.6ポイントの減となり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っているものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、平成30年度の地方債の現在高が47億円となり、昨年度に比べて約9,000万円増加しておりますが、臨時的財政対策債を除く町債の多くは主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置とされることや、ふるさと納税等による寄附の積み立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加したことなどにより、該当はございません。

したがって、全ての比率につきましては、早期健全化基準値及び財政再生基準値を下回っているものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

報告第7号平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

14ページをお願いいたします。

平成30年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、平成30年度決算は黒字決算であり、資金不足を生じていないことから、該当はございません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

日程第29 報告第6号平成30年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び  
日程第30 報告第7号平成30年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いいたします。

決算特別委員会委員選出のため、暫時休憩いたします。

午後 4時32分 休憩

---

午後 4時36分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長(鹿又明仁君) それでは、御報告いたします。

羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、村山修一議員、松原臣議員でございます。

経済文教常任委員会からは、高島讓二議員、加藤勉議員。

計4名の委員が選出されました。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思いますが、

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任する

ことに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会において正副委員長の互選をお願いいたします。

正副議長室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時38分 休憩

---

午後 4時41分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に本委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に松原臣君。副委員長に村山修一君。以上のとおり互選された旨、報告がありました。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） 羅臼町各会計決算特別委員会の委員長に仰せつかりました松原臣君です。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成30年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の決議をお願いしたいと思いますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第23 認定第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第28 認定第6号平成30年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎日程第31 発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第31 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年9月12日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同じく村山修一、同じく松原臣、同じく井上章二、同じく高島讓二、同じく田中良、同じく加藤勉。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて、育てて、とって、使って、また植えるといった、森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用、所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町を初め道内各地域では、森林の公益的機能の維持・増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を継続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林整備事業の都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや、森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年9月12日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第31 発議第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

### ◎日程第32 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第32 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

ここで、教育長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

教育長。

○教育長（山崎 守君） 許しをいただきましたので、退任の御挨拶をいたします。

羅臼町にお世話になったのは、派遣社会教育主事として平成2年から5年までの3年間。そのときの社会教育の学びは、その後の学校経営に存分に生かすことができました。

さらに、教員退職後の平成20年から、新たに教育指導主幹として羅臼町教育委員会でこれまでお世話になりました。

この間、前池田教育長の突然の逝去を受け、平成26年12月からは教育長としての職務を4年と9カ月務めてまいりました。

私は、教育という営みは、子どもたちが大人になるまで、地域の20年先をしっかりと見据えて行うものであると、これまでの経験から学び、実践してまいりました。

退職後の羅臼町での教育指導主幹の仕事は、まさに教育とは、まちの行政、社会教育、学校教育の相互の連携なしに成立しないという信念のもと、前池田教育長とタッグを組んでやってまいりました。

さらに、幼小中高一貫教育の実現や、幼稚園から高校までのユネスコスクールの登録がきっかけとなり、ユネスコが進める持続可能な開発のための教育に出会うことができました。

最近では、企業はもとより、行政も取り組む17のSDGs、持続可能な開発目標の実現のために取り組んでおります。

さらに、羅臼町は、立教大とのESD地域連携、東京大学とは、子どもたちが取り組む海洋教育パイオニアスクールを、道教委の指定のもと、進めることができいております。

これからは、子どもたちはしっかりと次代を担う教育に取り組んでいくものと期待をしております。

ほかに、高校の地域連携特例校と、英語教育の充実というグローバル教育の実現、1校1園化の道筋など、多くの課題が残っていることには大変心残りですが、足掛け14年6カ月、羅臼町で大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

羅臼町の議員各位、町民の皆様のみすますの発展を御祈念いたしまして、退任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 4時54分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員